

北海道建設部営繕工事積算要領

令和2年度
(2020年度)

令和2年4月1日以降入札公告適用

令和2年3月29日建保第389号

北海道建設部

目 次

●北海道建設部営繕工事積算基準	1
●北海道建設部営繕工事共通費積算基準	3
●北海道建設部営繕工事積算基準取扱要領	1 3
第1章 建築工事	1 4
第2章 電気設備工事	7 9
第3章 機械設備工事	8 9
第4章 改修工事	9 7
第5章 その他	1 2 5
●各種要領等	1 2 7
北海道建設部営繕工事共通費取扱要領	1 2 8
北海道建設部営繕工事設計単価策定要領	1 3 6
・工事費積算における数値の取扱い	1 4 5
北海道建設部営繕工事設計内訳書作成要領	1 5 5
北海道建設部営繕工事設計図書等作成要領	1 6 6
営繕工事の概数等発注事務取扱要領	1 8 8
●様式	1 9 0

北海道建設部営繕工事積算基準

改正 平成19年5月1日

改正 平成28年4月1日

改正 平成29年4月3日

(目的)

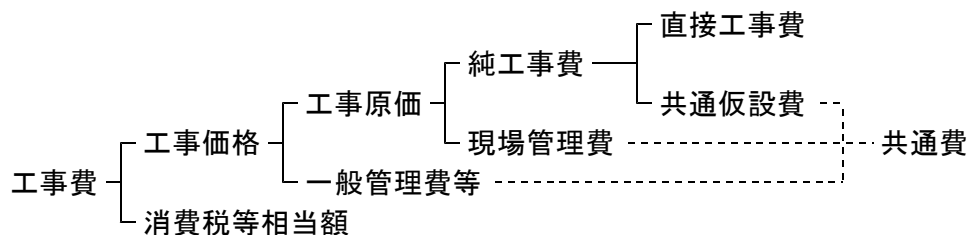
第1 この基準は、北海道建設部の所掌する営繕工事を請負施工に付する場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(工事費の種別及び区分)

第2 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

(工事費の構成)

第3 工事費の構成は、次のとおりとする。



(工事費内訳書)

第4 工事費内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式」による。

(直接工事費)

第5 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。

(1) 算定の方法

算定の方法は、次のイからハによる。

イ 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。

ロ 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

ハ イ又はロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。

(2) 単価及び価格

算定の方法に用いる単価及び価格については、「北海道建設部営繕工事積算基準取扱要領」による。

(3) 数量

算定の方法に用いる数量は、「北海道建設部営繕工事積算基準取扱要領」による。

(共通費)

第6 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、「北海道建設部営繕工事共通費積算基準」の定めによる。

(1) 共通仮設費

共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。

(2) 現場管理費

現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。

(消費税等相当額)

第7 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。

(設計変更における工事費)

第8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

北海道建設部営繕工事共通費積算基準

令和2年4月1日改定

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

表－1 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理、合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－2 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者)の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税、自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、積立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用労働者の給与、諸手当(交通費、住宅手当等)及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額

福利厚生費	・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金 現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事用写真代の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費 工事施工に伴って、通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－３ 一般管理費

項目	内容
役員報酬等 従業員給料手当	取締役及び監査役に対する報酬及び賞与（損金算入分） 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄附金	社会福祉団体等に対する寄附
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証金	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－４ 付加利益等

法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－３の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部保留金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

2 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。
- (2) 共通仮設費率は、別表－1から別表－7によるものとする。算定式により算定された率が上限を超えるときは、上限による率とし、下限を下回るときは、下限による率とする。
ただし、とりこわし工事については、別表－8によるものとする。
なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じて別途積み上げにより算定して加算する。
- (3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は、表－5－1から3とする。

表－5－1 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	敷地整理(新営の場合)、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事中施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事中電気設備及び工事中給排水設備に要する費用並びに工事中電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－5－2 とりこわし工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	準備に要する費用
仮 設 物 費	監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、作業員施設等に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事中電気設備及び工事中給排水設備に要する費用並びに工事中電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事中機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの科目にも属さない各種目に共通の費用

表－5－3 電気設備、機械設備及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項 目	内 容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工 事 施 設 費	場内通信設備等の工事中施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事中電気設備及び工事中給排水設備に要する費用並びに工事中電気・水道

	料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(4) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、自主管理して施工する特別な専門工事が含まれる場合は、特別な専門工事を除く工事及び特別な専門工事それぞれの工事に必要な共通仮設費を算定し、これらの額を合算した額を共通仮設費とする。

(5) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

3 現場管理費の算定

(1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。

(2) 現場管理費率は、別表-9から別表-15によるものとする。算定式により算定された率が上限を超えるときは、上限による率とし、下限を下回るときは、下限による率とする。

ただし、とりこわし工事及び分離発注する木製建具工事については別表-16によるものとする。

なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。

(3) 現場管理費率に含まれる内容は、表-2による。

(4) 建築工事の発注において、自主管理して施工する特別な専門工事が含まれる場合は、特別な専門工事を除く工事及び特別な専門工事それぞれの工事に必要な現場管理費を算定し、これらの額を合算した額を現場管理費とする。

(5) 電気設備工事及び機械設備工事の発注において、主要な機器を含む場合及び自主管理して施工する特別な専門工事を含む場合は、これらを除く工事、主要な機器及び特別な専門工事それぞれの工事に必要な現場管理費を算定し、これらの額を合算した額を現場管理費とする。

(6) 電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事（以下「外注工事」という。）が含まれる場合は、これらの工事に対応する経費を純工事費から低減する。

(7) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

4 一般管理費等の算定

(1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定する。

(2) 一般管理費等率は、別表-17から別表-19によるものとする。

なお、契約の保証を必要とする場合には、別表-20により契約保証費率を加算するものとする。

(3) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を国土交通大臣が指定した「住宅瑕疵担保責任保険法人」から見積を徴収し、最低価格を資力確保措置費用として、一般管理費等に加算する。

(4) 電気設備工事及び機械設備工事の発注において、外注工事が含まれる場合は、これらの工事に対応する経費を工事原価から低減する。

(5) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。

ただし、設計変更については、資力確保措置費用及び契約保証費にかかる補正を行わない。

(6) 国土交通大臣に指定された「住宅瑕疵担保責任保険法人」は、下記アドレスを参考とする。

『 <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/01-rikouhou-files/10-hokenhoujin.htm>

別表－1 共通仮設費率（新営建築工事）

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
算定式 $Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う。 T：工期（か月） 注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－2 共通仮設費率（改修建築工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$
算定式 $Kr = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。 T：工期（か月） 注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－3 共通仮設費率（新営電気設備工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$
算定式 $Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。 T：工期（か月） 注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－4 共通仮設費率（改修電気設備工事）

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.91%	$3.10 \times P^{-0.0608}$
算定式 $Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う。 T：工期（か月） 注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－５ 共通仮設費率（新営機械設備工事）

直接工事費		500万円以下	500万円を超える
	上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4.86%	$10.94 \times P^{-0.0952}$
算定式 $Kr = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、500万円以下の場合は、500万円として扱う。 T：工期（か月） 注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－６ 共通仮設費率（改修機械設備工事）

直接工事費		300万円以下	300万円を超える
	上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	1.73%	$2.44 \times P^{-0.0433}$
算定式 $Kr = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、300万円以下の場合は、300万円として扱う。 T：工期（か月） 注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－７ 共通仮設費率（昇降機設備工事）

直接工事費	1000万円以下	1000万円を超え5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%
算定式 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$ ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円） 注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－８ 共通仮設費率（とりこわし工事）

工事区分	共通仮設費率	備考
とりこわし工事	1.00%	

別表－９ 現場管理費率（新営建築工事）

直接工事費		1000万円以下	1000万円を超える
	上限	20.13%	$75.97 \times Np^{-0.1442}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	10.01%	$37.76 \times Np^{-0.1442}$
算定式 $Jo = 151.08 \times Np^{-0.3396} \times T^{0.5860}$ ただし、Jo：現場管理費率（%） Np：純工事費（千円）とし、1000万円以下の場合は、1000万円として扱う。 T：工期（か月） 注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－１０ 現場管理費率（改修建築工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	26.86%	$184.58 \times N_p^{-0.2263}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	12.70%	$87.29 \times N_p^{-0.2263}$
	算定式		
$J_o = 356.20 \times N_p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。 T ：工期（か月）			
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－１１ 現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	38.60%	$263.03 \times N_p^{-0.2253}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	22.91%	$156.07 \times N_p^{-0.2253}$
	算定式		
$J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。 T ：工期（か月）			
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－１２ 現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
現場管理費率	上限	50.37%	$530.68 \times N_p^{-0.2941}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	17.67%	$186.18 \times N_p^{-0.2941}$
	算定式		
$J_o = 658.42 \times N_p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う。 T ：工期（か月）			
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－１３ 現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費		5百万円以下	5百万円を超える
現場管理費率	上限	31.23%	$165.22 \times N_p^{-0.1956}$
	現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	17.14%	$90.67 \times N_p^{-0.1956}$
	算定式		
$J_o = 152.72 \times N_p^{-0.3085} \times T^{0.4222}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う。 T ：工期（か月）			
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－１４ 現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	42.07%	$467.95 \times N_p^{-0.3009}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	15.25%	$169.65 \times N_p^{-0.3009}$
算定式 $J_o = 825.85 \times N_p^{-0.5122} \times T^{0.6648}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う。 T ：工期（か月） 注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－１５ 現場管理費率（昇降機設備工事）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%
算定式 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、 J_o ：現場管理費率（%） N_p ：純接工事費（千円） 注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－１６ 現場管理費率（とりこわし工事、木製建具工事）

工事区分	現場管理費率	備考
とりこわし工事	2.00%	
木製建具工事	4.63%	分離発注の場合

別表－１７ 一般管理費等率（新営・改修建築工事、とりこわし工事、木製建具工事共通）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－１８ 一般管理費等率（新営・改修電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－１９ 一般管理費等率（新営・改修機械設備工事、昇降機設備工事共通）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定される率	8.07%
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－２０ 契約保証費率

契約の方法	(%)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない

(注) ケース3の具体例は以下のとおり

- 1) 予定価格が250万円以下の建設工事
- 2) 共同企業体により競争入札を行わせる場合
- 3) 共同企業体と随意契約を行う場合
- 4) 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う場合

北海道建設部営繕工事積算基準取扱要領

令和2年4月1日改正

第1章 建築工事

1. 一般事項

1) 本章は、北海道建設部の所掌する建築工事の予定価格のもととなる工事内訳書に計上する単価、数量の作成及び積算に適用する。

この章に定めのないものについては、以下の基準等による。

- ・「公共建築工事標準単価積算基準」
- ・「公共建築数量積算基準」
- ・「公共建築設備数量積算基準」
- ・「公共建築工事積算基準等資料」

2) 本章において数量とは、原則として設計数量をいう。ただし、計画数量又は所要数量を必要とする場合は本要領に示す方法に基づいて計算する。

- (1) 設計数量：設計図書に表示されている個数や、設計寸法から求めた正味の数量をいい、大部分の施工数量がこれに該当し、材料のロス等については単価の中で考慮する。
- (2) 所要数量：定寸法による切り無駄、施工上のやむを得ない損耗を含んだ数量をいい、鉄筋、鉄骨、木材等の数量がこれに該当する。
- (3) 計画数量：設計図書に表示されていない施工計画に基づいた数量をいい、仮設や土工の数量等がこれに該当する。

3) 単価、数量の端数処理等は、原則として次による。

(1) 単価

「北海道建設部営繕工事設計単価策定要領」による。

(2) 数量

端数処理は、四捨五入とする。

原則として、設計内訳書に記載する数量は、小数点以下第1位とする。

ただし、100以上の場合は整数とする。

なお、小数点以下第2位を四捨五入して数量が0となる場合は、小数点以下第2位までとすることができる。

(3) 単位

計測寸法の単位はmとし、小数点以下第2位とする。また、計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、設計図書から得られる電子データの小数点以下第2位以下の数値については、その数値を活用し、端数処理を行わなくてよい。

長さ、面積、体積及び質量の単位はそれぞれ、m、m²、m³、kg及びtとする。

ただし、少量の場合には、単位を変更することができる。

4) 「営繕工事における地域外(遠隔地)からの建設資材調達費用の積算方法等」及び「営繕工事における地域外(遠隔地)からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について

工事発注後、予想していなかった事象により、遠隔地から資材を調達または、労働者を確保するための費用を精算する場合は、必要に応じて適切に設計変更を行うこと。

5) 「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の

試行について

執務並行改修工事において、施設管理者の要望等によりやむを得ず時間外及び深夜の作業を行う場合に、時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について、必要に応じて設計変更により計上すること。

6) 営繕工事における熱中症対策に係る費用計上の試行について

夏期(6月1日～8月31日とする。)における熱中症対策として、遮光ネット(足場に設置するものに限る)、ドライミスト、暑さ指数(WBGT値)の計測装置を設置、活用する場合に、必要に応じて設計変更により費用計上すること。

2. 仮設

仮設とは、「建築物を完成するために必要な一時的な仮の施設・設備で建物が完成するまでにすべて撤去されるもの」をいい、共通仮設、直接仮設及び専用仮設に区分される。

一般的に、仮設は、受注者の任意とされるものであるため、本節では、各工事種目に共通して必要とされる共通仮設、各工事種目ごとに必要とされる直接仮設のうち、通常必要とされる一般的なものについて適用する。

なお、各工事種目ごとの工事科目で単独に必要とされる専用仮設は、それぞれの節で扱う。

1) 仮設計画

仮設計画は、敷地の状況等を的確に把握し、施工性、経済性を考慮するとともに、第三者及び現場労働者の安全性の確保並びに災害防止の関係法令に関する十分な配慮が必要である。

また、積算上の仮設と実際に施工する仮設が異なる場合もあるが、仮設は一般には受注者がその責任において定めることのできる任意仮設であるため、契約図書に仮設内容・条件等が明示される任意仮設又は指定仮設以外は設計変更の対象としない。

2) 共通仮設

共通仮設は、共通仮設费率により算定するが、率に含まれない項目は必要に応じて、積み上げにより算定して加算すること。

(1) 仮設資材の選定と数量

① 工事施設費

イ 仮囲い及びゲート(延長)

仮囲い等は、第三者に対する災害の防止、現場の管理面などから設置するもので、木造以外で2階以上の建築物の工事を行う場合は高さ1.8m以上とし、材種、形状等は、工事現場の周辺若しくは工事の状況により決定すること。

ただし、危険防止上支障がない場合は、仮囲い等を設けなくてもよい。

仮囲い(仮囲鉄板)単価(m)の算出は、次による。

$\text{単価(m)} = \text{設置費} + \text{撤去費} + (\text{供用日数} \times \text{日額賃料}) + \text{基本料}$
--

なお、仮囲い(波形亜鉛鉄板を除く)の運搬費を別途計上すること。

□ 仮設鉄板敷(敷面積)

仮設鉄板敷は、現場敷地内における工事車両等の進入仮設道路、建設機械等の足下回り及び資材置き場等の養生などが必要な場合に計上すること。

敷鉄板の寸法は、1,524×6,096×22mmとする。

仮設鉄板敷単価(㎡)の算出は、次による。(敷鉄板の積込み取下しに要する費用を含む。)

単価(㎡)	=	設置費+撤去費+(供用日数×日額賃料)+整備費
-------	---	-------------------------

なお、敷鉄板の運搬費を別途計上すること。

② 動力用水光熱費

イ 仮設電力

共通仮設費率に含まれる仮設電力費については、施設費用及び使用料とする。

ア)新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用)

イ)改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)

ウ)引き込みが30m以上の場合は、仮設電柱を計上すること。

エ)本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき直接工事費に積み上げ計上すること。

□ 仮設給水

施設費及び使用量は共通仮設費率に含まれているため計上しない。ただし、外壁塗膜剥離工事における「高圧水洗工法(50Mpa程度の温水による剥離工法)」に用いる仮設用水費(使用料)については、別途直接工事費に積み上げ計上すること。

③ 環境安全費

イ 交通誘導警備員

工事現場(施設)の警備における交通誘導警備員に要する費用については、工事現場の立地状況(隣接する道路や施設)等を考慮して別途積み上げ計上し「概数」とする。

交通誘導警備員については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した経費を設定する。

また、市街地及び北海道公安委員会及び函館・旭川・釧路・北見各方面公安委員会告示による認定路線について、工事を行う場合又は工事現場の出入り口を設ける場合は、検定合格警備員を配置すること。

④ 機械器具費

イ 揚重機械器具費

ア) 新営工事における荷上用揚重機械の機種を選定及び存置日数は、表2-2-1~5を参考とする。なお、6階建て以上の中高層建物、特殊建物等の新営工事及び改修工事については、規模、敷地条件及び工事条件等を考慮し、機種及び存置日数を適切に定める。

機種を選定にあたっては、「建築積算のための仮設計画標準((一財) 建築コスト管理システム研究所発行)」を参考とする。

ただし、鉄骨造の現場建て方機械の選定については、8. 鉄骨の項による。

トラッククレーンを標準とする。ただし、4.9t吊を超え100t吊未満については、ラフテレーンクレーンとする。

揚重機械価格は、物価資料による建設機械賃料とする。

表2-2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規 格	存置日数	備 考
1	16t	$13 \times A + 1$	
2	16t	$21 \times A + 2$	
3	16t	$29 \times A + 3$	
4	20t	$37 \times A + 4$	
5	25t	$45 \times A + 5$	

表2-2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規 格	存置日数	備 考
B1	25t	$12 \times A + 1$	
B2	25t	$20 \times A + 2$	
B3	25t	$28 \times A + 3$	

表2-2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規 格	存置日数			備 考
		100㎡未満	300㎡未満	500㎡未満	
P1	躯体地上階による	3	4	5	1階当たりの面積
P2	躯体地上階による	6	8	10	
P3	躯体地上階による	9	12	15	

表2-2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規 格	存置日数	備 考
1	16t	$4 \times A + 1$	
2	16t	$8 \times A + 2$	
3	16t	$12 \times A + 3$	
4	二本溝(一本溝)リフト	仕上期間	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	二本溝(一本溝)リフト	仕上期間	建築面積1,000㎡ごとに1台

表2-2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規 格	存置日数	備 考
B1	20t	$4 \times A + 1$	
B2	20t	$8 \times A + 2$	
B3	20t	$12 \times A + 3$	

(注)(各表共通)1. $A = \text{建築面積} / 750\text{㎡}$ (計算過程においてAの値を端数処理する場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下2位とする。)
建築面積は基準階面積とし、500㎡未満の場合は500㎡とする。

2. 存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切上げ整数とする。
3. 各階の面積が著しく異なる場合は別途考慮する。

イ) 改修工事における荷揚用揚重機械器具は、機種及び存置日数は、施工内容、施工条件等により選定する。

改修工事における荷揚用揚重機械の機種及び存置日数は、下記を標準とし、積み上げにより算定して加算する。

(ア)建築面積の取扱い

- ・ 屋上防水改修を行う場合：屋上防水改修面積
- ・ 外壁改修を行う場合：外壁改修の範囲に係る建物の建築面積
- ・ 内部改修を行う場合：改修を行う部分の床面積を当該建物の床面積で除した値(小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下2位とする。)を当該建物の建築面積に乘じた値(小数点以下第1位を切上げ整数とする。)とする。
- ・ 上記工種が重複する場合：各工種における面積の内、最も大きい建築面積とする。

(イ)揚重機械の機種及び存置日数

機種：トラッククレーン 16t

存置日数 = $4 \times A + 1$

注1. $A = \text{建築面積} / 750\text{m}^2$ (計算過程において建築面積の値を端数処理する場合は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下2位とする。)

2. 存置日数の端数処理は、小数点以下第1位を切上げ整数とする。

⑤ 屋外整理清掃費

イ 除雪費

ア) 対象面積

- ・ 工事部分の面積
施工される建物の建築面積に周囲幅3mを加えて算出する。
- ・ 工事関係部分の面積
工所用運搬通路及び資材置場等の面積を算出する。

イ) 工事が冬期間(11月～3月)実施される工事について計上する。(上屋囲いの有無にかかわらず、冬期間に実施される工事は、除雪費を計上する。)

ウ) 除雪深ごとの除雪回数及び除雪量は概数として扱うこととし設計図書に条件明示を行い、現地の積雪深及び降雪量等に応じて設計変更すること。

また、着工事の除雪は機械除雪、新雪時(工期中)の除雪は現場条件から判断し、機械若しくは人力除雪とする。

エ) 新雪時は20cm以上の降雪時に行うことを基本とし除雪費を計上する。

オ) 現場内に堆雪ヤードがないなど、現場外への排雪が必要となる場合は、ダンプによる搬出除雪を計上すること。なお、搬出先については、経済性を考慮した雪捨場を選定すること。この場合、排雪回数及び雪捨場までの距離を明示すること。

カ) 搬出除雪を行う場合の施工費は、「土木工事積算基準」を参照すること。

キ) 重機運搬を計上する。重機はホイールローダ(自走)を標準とする。

重機運搬回数は除雪回数と同一とすること。

ク) 当初設計においては、「地区別、月別除雪数値表」により積算すること。

区 分	建築面積	周囲3m	仮設道路	資材置場	除雪方法
着工時	○	○	○	○	機 械
工事中	×	×	○	○	機 械
	○	○*	×	○	人 力

※建築物周囲の除雪は、工程を考慮の上必要面積を計上すること。

【算 出 例】

工事概要(防寒養生費算出例参照)

(1)着工時の除雪費

積 雪 深:2月(着工時)=60cm

除雪面積(建築面積)=18.0m×83.34m = 1,500.12 m²

〃 (周囲3m)=[(24.0m+83.34m)×2]×3.0m = 644.04 m²

〃 (仮設道路)=50.0m×6.0m = 300.00 m²

〃 (資材置場)= = 500.00 m²

〃 (合 計)= = 2,944.16 m²

除 雪 費(機 械)=

2,944m²×機械除雪単価(2,500m²以上5,000m²以下 5cm以上60cm以下)

(2)工事中の除雪

積 雪 深:2月=20cm(1回)

小計 20cm 1回

3月=20cm(1回)、40cm(1回)

小計 20~40cm 2回

計 80cm 3回

除 雪 量(仮設道路)=300m² = 300 m²

〃 (建築面積+周囲3m+資材置場)

= (1,500.12m²+644.04m²+500.0m²)×0.80m = 2,115 m³

除 雪 費(機械)= 300m²×機械除雪単価(2,500m²未満 5cm以上60cm以下) 3回

除 雪 費(人力)= 2,115m³×人力除雪単価

除雪深が60cmを超えている場合は、補正係数(積雪深補正)をかけて積算する。(例参照)

(例)除雪面積が2,500m²未満で、対象積雪深が80cmの場合の補正係数は、

80cm/60cm=1.33・・・補正係数

機械除雪単価(2,500m²未満 5cm以上60cm以下)に補正係数(1.33)を乗じ補正する。

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
1) 石狩振興局											
札幌市	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	30	(2)	30	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	(1)	50	(2)	40	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	-	20	-	70	-	90	-	80
江別市	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(1)	30	(2)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	(1)	40	(1)	40	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	10	-	30	-	70	-	100	-	70
千歳市	20cm以上30cm以下	-	-	-	-	(1)	20	-	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	-	10	-	10	-	30	-	10
恵庭市	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	-	10	-	50	-	70	-	50
北広島市	20cm以上30cm以下	-	-	(2)	30	(2)	30	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	-	20	-	60	-	80	-	60
石狩市	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	(2)	30	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	40	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	-	20	-	70	-	100	-	70
当別町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(2)	30	(2)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	-	30	-	70	-	100	-	80
新篠津村	20cm以上30cm以下	(1)	20	(1)	20	(1)	30	(2)	30	-	-
	31cm以上	-	-	(1)	40	(1)	40	(1)	50	-	-
	着工時除雪	-	-	-	30	-	80	-	100	-	80
2) 空知総合振興局											
夕張市	20cm以上30cm以下	(3)	20	(1)	30	(3)	20	(3)	20	(1)	20
	31cm以上	(1)	40	(1)	40	(1)	70	(1)	60	-	-
	着工時除雪	-	10	-	40	-	90	-	110	-	100
岩見沢市	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(1)	30	(4)	30	(1)	30
	31cm以上	-	-	(1)	40	(1)	50	(2)	40	-	-
	着工時除雪	-	10	-	40	-	70	-	100	-	70
美唄市	20cm以上30cm以下	(1)	30	(2)	20	(2)	20	(2)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	(1)	40	-	-	-	-	(1)	40
	着工時除雪	-	10	-	50	-	70	-	90	-	70
芦別市	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	40	-	-	(1)	40
	着工時除雪	-	-	-	20	-	40	-	60	-	50
赤平市	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	20	(2)	20	(1)	30	(1)	30
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	40	-	-	(1)	40
	着工時除雪	-	-	-	30	-	60	-	80	-	70
三笠市	20cm以上30cm以下	(2)	20	(2)	20	(2)	20	(3)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	50	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	-	40	-	70	-	90	-	70
滝川市	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	30	(2)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	-	40	-	60	-	90	-	80
砂川市	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	30	(2)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	-	40	-	60	-	90	-	80
歌志内市	20cm以上30cm以下	-	-	(3)	20	(2)	20	(2)	30	(1)	30
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	40	-	-	(1)	40
	着工時除雪	-	-	-	30	-	60	-	70	-	60

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
深川市	20cm以上30cm以下	-	(3)	20	(2)	30	(2)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	(1)	40	-		(1)	40	-		
	着工時除雪	-		30		70		80		70	
南幌町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(1)	30	(4)	30	(1)	30
	31cm以上	-	(1)	40	(1)	50	(2)	40	-		
	着工時除雪		10		40		70		100		70
奈井江町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(2)	20	(2)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	(1)	40	-	-	(1)	40	
	着工時除雪		10		40		60		80		60
上砂川町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(2)	20	(2)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	(1)	40	-	-	(1)	40	
	着工時除雪		10		40		60		80		60
由仁町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	20	(1)	20	-		
	31cm以上	-	-	-	(1)	40	-	-	-		
	着工時除雪	-		20		50		70		50	
長沼町	20cm以上30cm以下	-	-	-	(2)	30	-	-	-		
	31cm以上	-	-	-	-		-	-	-		
	着工時除雪	-		20		40		60		40	
栗山町	20cm以上30cm以下	(3)	20	(1)	30	(3)	20	(3)	20	(1)	20
	31cm以上	(1)	40	(1)	40	(1)	70	(1)	60	-	
	着工時除雪		10		40		90		110		100
月形町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(2)	30	(2)	20	-	
	31cm以上	-	(1)	40	(1)	40	(1)	40	-		
	着工時除雪		10		40		80		100		70
浦臼町	20cm以上30cm以下	(1)	30	(2)	20	(2)	20	(2)	20	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	40	-		-	-	(1)	40	
	着工時除雪		10		50		70		90		70
新十津川町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	30	(2)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-		-	-	-		
	着工時除雪		10		40		60		90		80
妹背牛町	20cm以上30cm以下	-	(3)	20	(2)	20	(2)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	-	-	-		-	-	-		
	着工時除雪	-		40		70		90		80	
秩父別町	20cm以上30cm以下	-	(3)	20	(2)	30	(2)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	(1)	40	-		(1)	40	-		
	着工時除雪	-		30		70		80		70	
雨竜町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	30	(2)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-		-	-	-		
	着工時除雪		10		40		60		90		80
北竜町	20cm以上30cm以下	(1)	30	(3)	30	(3)	20	(3)	20	-	
	31cm以上	-	(1)	40	(1)	40	(1)	40	-		
	着工時除雪		10		40		90		120		100
沼田町	20cm以上30cm以下	-	(3)	20	(3)	30	(3)	30	(2)	20	
	31cm以上	-	(1)	40	-		(1)	40	-		
	着工時除雪		10		40		80		100		90

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
3) 後志総合振興局											
小樽市	20cm以上30cm以下	-		(2)	20	(3)	20	(1)	30	(1)	30
	31cm以上	-		(1)	40	-		(1)	40	-	
	着工時除雪	-			20		70		100		80
島牧村	20cm以上30cm以下	-		(2)	20	(2)	20	(1)	30	-	
	31cm以上	-		-		-		-		-	
	着工時除雪	-			20		50		70		50
寿都町	20cm以上30cm以下	-		(1)	20	(1)	20	(1)	30	(1)	30
	31cm以上	-		-		-		(1)	50	-	
	着工時除雪	-			10		40		50		30
黒松内町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	20	(3)	30	(1)	30	(1)	30
	31cm以上	-		(1)	40	(1)	40	(1)	40	-	
	着工時除雪	-			20		70		110		90
蘭越町	20cm以上30cm以下	-		(3)	30	(3)	20	(1)	20	(1)	30
	31cm以上	-		-		-		-		-	
	着工時除雪	-			30		80		110		90
二七コ町	20cm以上30cm以下	-		(3)	20	(3)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-		(1)	40	-		-		-	
	着工時除雪		10		30		80		110		90
真狩村	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(3)	20	(2)	20	(1)	20
	31cm以上	-		-		(2)	40	-		(1)	40
	着工時除雪	-			30		80		110		100
留寿都村	20cm以上30cm以下	-		(2)	20	(3)	30	(2)	20	(1)	20
	31cm以上	-		-		(1)	40	-		-	
	着工時除雪	-			30		80		110		110
喜茂別町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(5)	20	(3)	20	(1)	20
	31cm以上	-		-		(1)	40	-		-	
	着工時除雪	-			40		90		120		120
京極町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	20	(4)	30	(2)	20	(1)	20
	31cm以上	-		(1)	40	(2)	40	-		(1)	40
	着工時除雪		10		40		90		130		120
倶知安町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(4)	20	(4)	30	(3)	30	(2)	20
	31cm以上	-		(1)	50	(3)	40	(2)	40	(1)	50
	着工時除雪		10		50		120		150		140
共和町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(2)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-		(2)	40	-		-		-	
	着工時除雪	-			20		70		80		60
岩内町	20cm以上30cm以下	-		(3)	20	(3)	20	(1)	30	(1)	30
	31cm以上	-		(2)	40	-		-		-	
	着工時除雪	-			30		80		90		70
泊村	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(2)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-		(2)	40	-		-		-	
	着工時除雪	-			20		70		80		60
神恵内村	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	20	(2)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-		(2)	40	-		-		-	
	着工時除雪	-			20		70		80		60
積丹町	20cm以上30cm以下	-		(3)	20	(3)	20	(2)	30	(1)	30
	31cm以上	-		(2)	60	(1)	40	(1)	40	-	
	着工時除雪	-			30		70		100		70

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
古平町	20cm以上30cm以下	-	(3)	20	(3)	20	(2)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	(2)	60	(1)	40	(1)	40	-	-	
	着工時除雪	-	-	30	-	70	-	100	-	70	
仁木町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	20	(3)	20	(2)	30	(1)	30
	31cm以上	-	(1)	50	(2)	40	(1)	40	-	-	
	着工時除雪	-	-	40	-	90	-	120	-	100	
余市町	20cm以上30cm以下	-	(4)	20	(3)	20	(2)	20	(1)	30	
	31cm以上	-	(1)	70	(1)	40	(1)	40	-	-	
	着工時除雪	-	-	30	-	80	-	110	-	90	
赤井川村	20cm以上30cm以下	(1)	30	(2)	20	(3)	30	(2)	20	(1)	30
	31cm以上	(1)	40	(1)	50	(1)	40	(1)	50	(1)	40
	着工時除雪	-	-	40	-	100	-	130	-	130	

4)胆振総合振興局

室蘭市	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	-	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	-	10	-	10	-	10
苫小牧市	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	30	(1)	20	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	-	10	-	20	10
登別市	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	(1)	40	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	-	30	-	60	50
伊達市	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	-	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	-	20	-	40	30
豊浦町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	20	-	-	-
	31cm以上	-	(1)	40	(1)	40	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	-	40	-	60	40
壮瞥町	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	-	40	-	60	50
白老町	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	(1)	30	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	-	10	-	10	-	-
厚真町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	-	(1)	20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	-	30	-	40	30
洞爺湖町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	30	-	-	-
	31cm以上	-	-	(1)	40	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	-	60	-	80	70
安平町	20cm以上30cm以下	-	(2)	20	-	(1)	20	(2)	20
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	10	-	40	-	60	40
むかわ町	20cm以上30cm以下	-	-	-	-	-	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	-	20	-	30	20

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
5) 日高振興局											
日高町	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	20	(2)	20	-	-	-	-
	31cm以上	-	(1)	40	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	40	60	50	-	-	-	-
平取町	20cm以上30cm以下	-	-	-	-	(1)	30	-	-	(1)	40
	31cm以上	-	(1)	40	-	-	-	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	10	20	30	20	-	-	-	-
新冠町	20cm以上30cm以下	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	40
	31cm以上	-	(1)	40	-	-	-	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	10	30	40	30	-	-	-	-
浦河町	20cm以上30cm以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	20	20	10	-	-	-	-
様似町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	-	(2)	20	(1)	20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	30	40	30	-	-	-	-
えりも町	20cm以上30cm以下	-	(1)	30	(1)	20	(2)	30	(1)	30	-
	31cm以上	-	(1)	60	(2)	40	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	40	60	50	-	-	-	-
新ひだか町	20cm以上30cm以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	10	20	10	-	-	-	-
6) 渡島総合振興局											
函館市	20cm以上30cm以下	(1)	20	(1)	30	(1)	20	(1)	20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	40	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	20	30	20	-	-	-	-
北斗市	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	30	(1)	20	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	30	40	30	-	-	-	-
松前町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(1)	30	(3)	20	(2)	20	(1)	30
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	60	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	70	110	90	-	-	-	-
福島町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(1)	30	(3)	20	(2)	20	(1)	30
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	60	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	70	110	90	-	-	-	-
知内町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(1)	30	(3)	20	(2)	20	(1)	30
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	60	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	70	110	90	-	-	-	-
木古内町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	30	(1)	30	(1)	20	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	40	60	30	-	-	-	-
七飯町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	30	(1)	30	(1)	20	-
	31cm以上	-	(1)	40	(1)	40	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	30	50	30	-	-	-	-
鹿部町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	30	(1)	30	-	-	-
	31cm以上	-	(1)	40	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	30	50	30	-	-	-	-
森町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	30	(1)	20	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	30	40	20	-	-	-	-
八雲町	20cm以上30cm以下	(1)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	30	50	30	-	-	-	-
長万部町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(3)	20	(1)	30	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	10	40	70	40	-	-	-	-

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
7) 桧山振興局											
江差町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	20	20	40	60	60	30	30	-	-
上ノ国町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(2) 30	(2) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	20	60	80	60	60	60	60	-	-
厚沢部町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	20	40	60	60	60	30	30	-	-
乙部町	20cm以上30cm以下	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	40	50	30	30	30	30	-	-
奥尻町	20cm以上30cm以下	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(2) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	30	40	40	40	40	40	-	-
今金町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(2) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	-	-
	31cm以上	-	-	(1) 40	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	50	70	70	70	70	70	-	-
せたな町	20cm以上30cm以下	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	40	50	50	50	50	50	-	-
8) 上川総合振興局											
旭川市	20cm以上30cm以下	(4) 20	(1) 30	-	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	(1) 40	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	10	30	50	60	60	60	60	60	-	-
士別市	20cm以上30cm以下	(2) 20	(3) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	(1) 40	-	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	-	-
	着工時除雪	10	60	90	110	110	110	110	110	-	-
名寄市	20cm以上30cm以下	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(2) 30	(2) 30	(2) 30	(1) 30	(1) 30	-	-
	31cm以上	-	(1) 50	-	(1) 70	(1) 70	(1) 70	(1) 70	(1) 70	-	-
	着工時除雪	10	40	60	80	80	80	80	80	-	-
富良野市	20cm以上30cm以下	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	30	50	60	60	60	60	60	-	-
幌加内町	20cm以上30cm以下	(3) 20	(4) 20	(4) 20	(4) 20	(4) 20	(4) 20	(3) 30	(3) 30	-	-
	31cm以上	(1) 40	(1) 40	-	-	-	-	(1) 50	(1) 50	-	-
	着工時除雪	10	90	140	170	170	170	170	170	-	-
鷹栖町	20cm以上30cm以下	(3) 20	(2) 30	-	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	(1) 40	-	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	-	-
	着工時除雪	10	40	60	70	70	70	70	70	-	-
東神楽町	20cm以上30cm以下	(3) 30	(1) 30	-	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	10	30	50	60	60	60	60	60	-	-
当麻町	20cm以上30cm以下	(3) 20	(2) 30	-	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	10	30	60	70	70	70	70	70	-	-
比布町	20cm以上30cm以下	(3) 20	(2) 30	-	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	-	-
	31cm以上	-	(1) 40	-	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	-	-
	着工時除雪	10	40	60	70	70	70	70	70	-	-

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
愛別町	20cm以上30cm以下	(2)	20	(3)	30	(1)	30	(1)	30		-
	31cm以上		-		-		-		-		-
	着工時除雪		10		40		60		80		70
上川町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	30	(1)	30	(1)	20	(1)	20
	31cm以上		-		-		-		-		-
	着工時除雪		10		40		60		80		70
東川町	20cm以上30cm以下	(2)	20	(2)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上		-		-		-		-		-
	着工時除雪		10		30		50		70		60
美瑛町	20cm以上30cm以下	(1)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上		-		-	(1)	40		-		-
	着工時除雪		-		20		40		60		50
上富良野町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(1)	20	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上		-		-		-		-	(1)	40
	着工時除雪		-		20		40		60		50
中富良野町	20cm以上30cm以下	(1)	30	(2)	30	(1)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上		-		-		-		-		-
	着工時除雪		-		30		50		60		50
南富良野町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(1)	20	(1)	20	(2)	20		-
	31cm以上		-	(1)	40		-		-	(1)	70
	着工時除雪		-		20		40		60		50
占冠村	20cm以上30cm以下	(1)	20	(1)	30	(1)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上		-	(1)	40		-		-		-
	着工時除雪		-		20		50		70		60
和寒町	20cm以上30cm以下	(2)	20	(3)	20	(1)	20	(1)	30		-
	31cm以上		-		-		-	(1)	40		-
	着工時除雪		10		40		60		80		80
剣淵町	20cm以上30cm以下	(2)	20	(3)	20	(1)	20	(1)	30		-
	31cm以上		-		-		-	(1)	40		-
	着工時除雪		10		40		60		80		80
下川町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(1)	30	(2)	20	(2)	20	(1)	30
	31cm以上		-	(1)	50	(1)	40	(1)	50	(1)	40
	着工時除雪		-		40		70		90		100
美深町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(2)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	30
	31cm以上	(1)	40	(1)	50		-	(1)	40		-
	着工時除雪		10		60		90		110		110
音威子府村	20cm以上30cm以下	(1)	30	(4)	30	(4)	20	(2)	30	(2)	20
	31cm以上	(1)	40	(1)	50	(1)	50	(1)	40	(2)	40
	着工時除雪		10		80		140		170		160
中川町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	30	(2)	20	(2)	20	(2)	20
	31cm以上		-	(1)	50		-	(1)	40		-
	着工時除雪		10		60		110		130		120

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
9) 留萌振興局											
留萌市	20cm以上30cm以下	(1)	30	(3)	30	(3)	20	(3)	20	-	-
	31cm以上	-	-	(1)	40	(1)	40	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	10	-	40	-	90	-	120	-	100
増毛町	20cm以上30cm以下	(1)	30	(3)	30	(3)	20	(3)	20	-	-
	31cm以上	-	-	(1)	40	(1)	40	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	10	-	40	-	90	-	120	-	100
小平町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	20	(3)	20	(3)	30	(2)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	-	50	-	90	-	110	-	110
苫前町	20cm以上30cm以下	(1)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	30	(1)	30
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	-	40	-	80	-	110	-	90
羽幌町 (離島含む)	20cm以上30cm以下	(1)	30	(1)	20	(1)	30	(1)	30	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	50
	着工時除雪	-	10	-	30	-	60	-	80	-	60
初山別村	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	(1)	30	-	-	(1)	30
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	40	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	-	30	-	50	-	70	-	50
遠別町	20cm以上30cm以下	-	-	(2)	20	(2)	20	(2)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	(1)	40	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	-	40	-	70	-	100	-	80
天塩町	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	(1)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	(1)	40	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	-	30	-	50	-	70	-	50
10) 宗谷総合振興局											
稚内市	20cm以上30cm以下	-	-	(2)	30	(1)	20	(2)	30	(1)	30
	31cm以上	-	-	(1)	40	-	-	-	-	(1)	40
	着工時除雪	-	-	-	30	-	50	-	70	-	50
幌延町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	30	(1)	20	(1)	30	(2)	30
	31cm以上	(1)	40	(1)	40	(2)	40	(1)	40	(1)	50
	着工時除雪	-	10	-	60	-	110	-	120	-	120
猿払村	20cm以上30cm以下	(1)	30	(3)	20	(1)	30	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	-	30	-	50	-	50	-	40
浜頓別町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	30	(2)	20	(1)	20	(2)	20
	31cm以上	-	-	(1)	40	-	-	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	10	-	40	-	80	-	100	-	90
中頓別町	20cm以上30cm以下	(1)	20	(3)	30	(3)	20	(2)	20	(2)	20
	31cm以上	(1)	40	(1)	60	(1)	50	(1)	60	(1)	40
	着工時除雪	-	-	-	50	-	100	-	120	-	120
枝幸町	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	(1)	50	-	-
	着工時除雪	-	10	-	30	-	60	-	80	-	70
豊富町	20cm以上30cm以下	-	-	(3)	20	(1)	20	(2)	20	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	-	(1)	40	(1)	50	-	-
	着工時除雪	-	-	-	30	-	60	-	80	-	60

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
礼文町	20cm以上30cm以下	-	(2)	30	(1)	20	(2)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	(1)	40	-	-	-	-	(1)	40	
	着工時除雪	-	-	10	-	50	-	70	-	50	
利尻町	20cm以上30cm以下	-	(2)	30	(1)	20	(2)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	(1)	40	-	-	-	-	(1)	40	
	着工時除雪	-	-	10	-	50	-	70	-	50	
利尻富士町	20cm以上30cm以下	-	(2)	30	(1)	20	(2)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	(1)	40	-	-	-	-	(1)	40	
	着工時除雪	-	-	10	-	50	-	70	-	50	

1)オホーツク総合振興局

北見市	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	50	(2)	50	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	-	50	-	60	-	50
網走市	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	-	-	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	40	-	-	(1)	50	(1)	40
	着工時除雪	-	-	20	-	50	-	60	-	50
紋別市	20cm以上30cm以下	-	(2)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	50	(2)	50	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	30	-	70	-	80	-	70
美幌町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	50	(2)	50	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	-	60	-	70	-	60
津別町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	50	(2)	50	(1)	50	-	-
	着工時除雪	-	-	20	-	60	-	70	-	50
斜里町	20cm以上30cm以下	-	(1)	30	(1)	30	(2)	30	(1)	30
	31cm以上	-	(1)	50	(1)	40	(1)	40	(1)	40
	着工時除雪	-	-	20	-	60	-	90	-	80
清里町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	-	-	(1)	40	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	-	50	-	70	-	60
小清水町	20cm以上30cm以下	-	(1)	30	(1)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	40	(1)	40	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	20	-	60	-	70	-	70
訓子府町	20cm以上30cm以下	-	(2)	20	(1)	20	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	40	(2)	50	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	-	50	-	60	-	50
置戸町	20cm以上30cm以下	-	(2)	20	(1)	20	(1)	20	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	40	(2)	40	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	20	-	50	-	60	-	50
佐呂間町	20cm以上30cm以下	-	(1)	30	(1)	30	(1)	30	(1)	20
	31cm以上	-	(1)	50	(1)	50	-	-	-	-
	着工時除雪	-	-	30	-	70	-	80	-	60
遠軽町	20cm以上30cm以下	-	(1)	30	(1)	20	(1)	20	(1)	30
	31cm以上	-	(1)	60	(3)	40	(1)	40	-	-
	着工時除雪	-	-	20	-	60	-	70	-	50

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
湧別町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	
	31cm以上	-	(1) 50	(2) 50	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	20	60	70	60	-	-	-	-	
滝上町	20cm以上30cm以下	-	(3) 20	(2) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20		
	31cm以上	-	(2) 40	(1) 60	(1) 60	(1) 60	(1) 40	(1) 40	(1) 40		
	着工時除雪	-	40	80	90	80	-	-	-	-	
興部町	20cm以上30cm以下	-	(2) 30	(2) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20		
	31cm以上	-	(1) 40	(1) 50	(1) 40	(1) 40	-	-	-		
	着工時除雪	-	30	70	80	70	-	-	-		
西興部村	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20		
	31cm以上	-	(1) 40	(1) 50	-	-	(1) 50	(1) 50	(1) 50		
	着工時除雪	-	30	70	80	70	-	-	-		
雄武町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20		
	31cm以上	-	-	(1) 40	(1) 40	(1) 40	-	-	-		
	着工時除雪	-	20	50	60	50	-	-	-		
大空町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	-	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20		
	31cm以上	-	(1) 40	-	(1) 50	(1) 50	(1) 40	(1) 40	(1) 40		
	着工時除雪	-	10	50	60	50	-	-	-		

12) 十勝総合振興局

帯広市	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(1) 30	-	-	-	-
	31cm以上	-	(1) 70	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40
	着工時除雪	-	20	40	50	30	-	-	-
音更町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30
	31cm以上	-	(1) 60	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40
	着工時除雪	-	20	40	50	40	-	-	-
士幌町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 30	-	-	(1) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	-	(1) 40	(2) 40	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	20	40	50	40	-	-	-
上士幌町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 30	-	-	(1) 50	(1) 50	(1) 50
	31cm以上	-	-	(2) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40
	着工時除雪	-	20	50	60	50	-	-	-
鹿追町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	-	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40
	着工時除雪	-	20	40	60	50	-	-	-
新得町	20cm以上30cm以下	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(2) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30
	31cm以上	-	(1) 40	-	(1) 50	(1) 60	(1) 60	(1) 60	(1) 60
	着工時除雪	-	20	30	50	40	-	-	-
清水町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(2) 30	-	-	-	-
	31cm以上	-	(1) 40	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	20	40	60	50	-	-	-
芽室町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30
	31cm以上	-	(1) 50	(1) 50	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40
	着工時除雪	-	20	40	60	40	-	-	-
中札内村	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	-	(1) 50	(1) 60	-	-	(1) 90	(1) 90	(1) 90
	着工時除雪	-	20	50	60	50	-	-	-
更別村	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	-	(1) 60	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40
	着工時除雪	-	20	50	60	50	-	-	-

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
大樹町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(2) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	
	31cm以上	-	(1) 70	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	
	着工時除雪	-	20	50	70	60	50	60	60	60	
広尾町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 20	(2) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	
	31cm以上	-	(1) 60	(2) 40	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	20	40	60	50	50	50	50	50	
幕別町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	
	31cm以上	-	(1) 70	-	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	
	着工時除雪	-	10	40	50	50	50	50	50	50	
池田町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	
	31cm以上	-	(1) 50	-	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	10	30	30	30	30	30	30	30	
豊頃町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20	(2) 20	
	31cm以上	-	(1) 60	-	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	20	40	50	50	50	50	50	50	
本別町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	
	31cm以上	-	(1) 50	(1) 40	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	10	30	40	40	40	40	40	40	
足寄町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	
	31cm以上	-	(1) 40	(1) 40	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	20	40	50	50	50	50	50	50	
陸別町	20cm以上30cm以下	-	(3) 30	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	
	31cm以上	-	(1) 40	(1) 40	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	20	50	60	60	60	60	60	60	
浦幌町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	
	31cm以上	-	(1) 50	-	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	10	20	30	30	30	30	30	30	

13) 釧路総合振興局

釧路市	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	-	-	-	-	-	-	-
	31cm以上	-	(1) 50	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	10	10	10	10	10	10	10
釧路町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	-	(1) 50	(1) 40	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	30	30	30	30	30	30	30
厚岸町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	-	(1) 50	(1) 60	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	30	40	40	40	40	40	40
浜中町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	-	(1) 40	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	30	40	40	40	40	40	40
標茶町	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30
	31cm以上	-	(1) 60	(1) 40	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	20	30	40	40	40	40	40	40
弟子屈町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 20	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30	(1) 30
	31cm以上	-	(1) 40	(2) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40	(1) 40
	着工時除雪	-	20	60	70	70	70	70	70	70
鶴居村	20cm以上30cm以下	-	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	-	(1) 40	(1) 40	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	30	30	30	30	30	30	30
白糠町	20cm以上30cm以下	-	(1) 30	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20	(1) 20
	31cm以上	-	(1) 50	-	-	-	-	-	-	-
	着工時除雪	-	10	20	30	30	30	30	30	30

地区別、月別除雪数値表

下記表は、2019年10月版北海道建設部土木工事積算基準による

単位:cm

市町村名	除雪区分	11月		12月		1月		2月		3月	
		回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深	回数	積雪深
14) 根室振興局											
根室市	20cm以上30cm以下	-	-	-	-	-	(1)	20	-	-	-
	31cm以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	10	-	20	-	30	-	20	-	
別海町	20cm以上30cm以下	-	(1)	30	(1)	30	(1)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	(1)	40	-	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	10	-	30	-	40	-	40	-	
中標津町	20cm以上30cm以下	-	-	(1)	20	(1)	20	(1)	20	(1)	
	31cm以上	-	-	(1)	40	-	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	20	-	40	-	50	-	40	-	
標津町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(1)	30	(1)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	(1)	40	(1)	40	-	-	-	-	
	着工時除雪	-	20	-	50	-	60	-	60	-	
羅臼町	20cm以上30cm以下	-	(1)	20	(2)	20	(1)	30	(1)	30	
	31cm以上	-	(1)	60	(1)	60	(1)	40	-	-	
	着工時除雪	-	20	-	50	-	60	-	60	-	

市町村名	除雪区分	11月	
		回数	積雪深
幌加内町	20cm以上30cm以下	(3)	(20)
	31cm以上	(1)	40
	着工時除雪	(10)	

11月の降雪回数を表す。3回

1回の平均降雪深を表す。20cm

11月に平均降雪深が20cmの雪が3回降ることを表す。

平均積雪深を表す。10cm

⑥ その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費(引張り試験、超音波探傷試験)を除き、以下の試験費を必要に応じて、積み上げにより計上する

- ・ アスベスト粉じん濃度測定
- ・ アスベスト分析費
- ・ 室内空气中化学物質の濃度測定
- ・ 六価クロム溶出試験費
- ・ レディーミクストコンクリート単位水量測定費
- ・ PCB含有シーリング材の判定試験費
- ・ 上記に類する各種試験費

3) 直接仮設

(1) 仮設資材の選定と数量

① 地足場(建築面積)

地足場は、基礎工事のために設置されるもので、一般に単管の組立て足場で作業通路を兼ねている。基礎の根切り深さ1.5m以上の場合に適用する。ただし、基礎の根切り深さ及び基礎の高さにより必要と判断される場合は、この限りではない。

地下面積が建築面積を超える場合は、地下の面積とする。

設計単価は、標準設計供用日数による標準日数単価を適用する。なお、標準設計供用日数は、30日とする。

標準日数単価(㎡)を適用できない場合は、次により単価を算出する。

$$\text{単価(㎡)} = \text{掛払い手間} + (\text{実供用日数} \times \text{日額賃料}) + \text{基本料}$$

② 外部足場(足場掛面積)

外部本足場には、枠組本足場、単管本足場等があるが、実績調査によれば枠組本足場が大勢を占めており、また、施工の安全性を考慮して特殊建物などの場合を除き、枠組本足場を標準(手すり先行足場を適用)とする。

なお、枠組本足場は工事内容などを勘案し、表2-3-1より選択する。ただし、体育館等で10mを超える建築物は、建枠900(500+240布枠)を標準とする。

単管抱足場は低層部における外壁の部分改修に、単管一本足場はとりこわし等の敷地周囲のシート張りの骨組に使用する。

登り棧橋は、作業員の昇降用などとして本足場に設置される。ただし、枠組本足場の場合は、積算上、設置される部位の板付布枠と階段枠が相殺されるものとし、登り棧橋は単管本足場の場合に計上する。

表2-3-1 外部足場(枠組本足場)設置基準

建 枠	1,200枠	900枠	600枠
板付布枠	500布枠×2枚	500+240布枠	500布枠×1枚
新築工事	RC造外壁タイル等 (6階建以上)	RC造外壁タイル等(5階建以下) S造外壁パネルスレート張り(2階建以上) RC造外壁吹付け仕上程度 (2階建以上)	S造外壁パネル・スレート張り (平屋建) RC造外壁吹付け仕上程度(平屋建)

- (注)1. 階高は、4.0m程度とする。
 (注)2. 建枠及び板付布枠の寸法単位はmmとする。
 (注)3. 地下階の外部足場は、建枠600枠、板付布枠500枠×1枚とする。

枠組本足場等掛面積算出

足場掛面積(㎡)＝水平長さ(m)×外壁上部高さ(m) ※ 枠組本足場及び単管本足場は外壁面から1m離れた周長(単管一本足場、単管抱足場は外壁面から0.5m離れた周長) ※ 建物の周囲で、地盤及び外壁上部の高さが異なる場合には、平均を基準線とし算出する。
--

また、外部足場上部の安全手すりの数量は水平長さとする。
 枠組本足場の設計単価は、標準設計供用日数による標準日数単価を適用する。
 なお、標準日数単価(㎡)を適用できない場合は、次により単価を算出する。

$$\text{単価(㎡)} = \text{掛払い手間} + (\text{実供用日数} \times \text{日額賃料}) + \text{基本料}$$

※掛払い手間の比率は、設置65%、撤去35%とする。

表2-3-2に示す外部足場平均存置日数は、一般的な事務所庁舎等(RC造、建築面積750㎡程度)の足場の標準設計供用日数であり、建築面積の大小により表2-3-3補正係数を乗じて算出したり、特殊な建物の外壁や改修工事などについては、工事工程等を考慮して日数を定める。

表2-3-2 外部足場平均存置日数(建築面積750㎡程度)

区分 階数	一括の場合	備考
1	98	
2	124	
3	150	
4	176	
5	202	
6	228	
7	254	
8	280	
9	353	
10	384	
11	415	
算定式(RC造)	26N+72	
算定式(SRC造)	31N+74	

- (注)1. Nは階数を示す。
 (注)2. 特殊階高でコンクリート打設が2回以上になる場合は、平均存置日数を別途考慮する。
 (注)3. 9階以上は、鉄骨鉄筋コンクリート造の算定式で計算した日数を表示している。

表2-3-3 建築面積の大小による補正係数

建築面積(㎡)	300	450	750	1,000	1,500	2,000	3,000
対象範囲(㎡)	~375 未満	375 ~575 未満	575 ~925 未満	925 ~1,250 未満	1,250 ~1,875 未満	1,875 ~2,500 未満	2,500 ~3,750 未満
補正係数	0.90	0.95	1.00	1.05	1.10	1.20	1.30

③ 内部躯体足場(床面積)

内部躯体足場は、鉄筋及び型枠組立のために必要な足場(鉄筋・型枠足場)と階高が高い(階高5.0m以上)場合に床版、梁等を支えるために設置される棚状の足場(躯体支保工)がある。階高による区分を表2-3-4に示す。

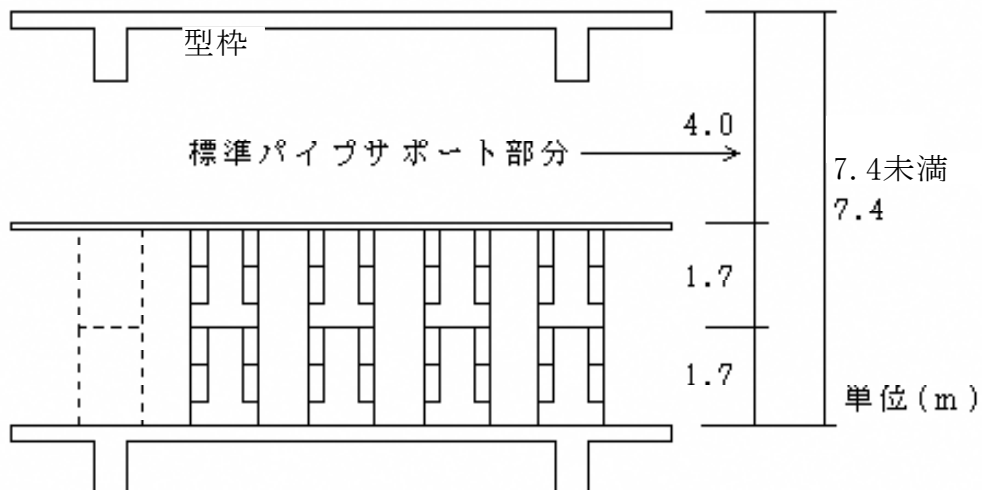
数量は、設置される床面積とする。

なお、階高が4mを超える鉄筋・型枠足場及び階高5m以上の躯体支保工は、手すり先行方式を適用する。

表2-3-4 鉄筋・型枠足場及び躯体支保工

名称	単位	階高(m)	支保工	備考
鉄筋・型枠足場	m ²	4.0以下	—	※4.0m以下:鋼製脚立
		4.0超 5.0未満	—	※4.0m超:手すり先行方式
躯体支保工	m ²	5.0以上 5.7未満	枠組 1段	※躯体支保工の歩掛りは、鉄筋・型枠足場を含む。 ※手すり先行方式
		5.7 " 7.4 "	" 2 "	
		7.4 " 9.1 "	" 3 "	
		9.1 " 10.8 "	" 4 "	
		10.8 " 12.5 "	" 5 "	

躯体支保工(階高5.7~7.4m未満)



(注) 枠組の1段当たりの高さは、1.7mとする。

鉄筋・型枠足場及び躯体支保工の設計単価は、標準設計供用日数による標準日数単価を適用する。なお、転用数の適用は表2-3-5のとおりとする。

表2-3-5

名 称	単位	階 高(m)	転用数	適 用
鉄筋・型枠足場	㎡	4.0以下	—	全階に適用
			平屋用	平屋建てに適用
		4.0超 5.0未満	平屋用	平屋建てに適用
			転用数 1	初回設置階に適用
転用数 2 } 転用数 10	初回設置階の上階(同一階高)に転用する場合に適用 以下同じ			
	躯体支保工	㎡	5.0以上 5.7未満 } 10.8以上12.5未満	転用数 1
転用数 2 } 転用数 10				初回設置階の上階(同一階高)に転用する場合に適用

※階高4.0m以下の場合は、全ての転用に同一単価が適用される。なお、平屋建ての場合は、平屋用を適用する。

※同一階高の場合は、階数が転用数になるため、4階建ての内部躯体足場は、転用数4の標準日数単価を適用する。

階高4m以下の鉄筋・型枠足場の標準設計供用日数は、30日とする。

階高4mを超える鉄筋・型枠足場及び階高5m以上の躯体支保工の標準設計供用日数は、表2-3-6のとおりとする。

表2-3-6 標準設計供用日数(躯体支保工)

階 高 (m)	4.0超 5.0未満	5.0以上 5.7未満	5.7以上 7.4未満	7.4以上 9.1未満	9.1以上 10.8未満	10.8以上 12.5未満
標準設計供用日数(日)	※20	38	43	43	47	47

※平屋建の場合は、30日とする。

標準日数単価(㎡)を適用できない場合は、次により単価を算出する。

$$\text{単価(㎡)} = \text{掛払い手間} + (\text{実供用日数} \times \text{日額賃料}) + \text{基本料}$$

※掛払い手間の比率は、設置65%、撤去35%とする。

※階高4.0m以下の型枠・鉄筋足場は、内部仕上げ足場への転用を考慮して仮設資材賃料の基本料は計上しない。

④ 内部仕上足場(床面積)

内部仕上足場は、一般的な壁及び天井仕上げのために必要な足場で、階高4m以下の場合は脚立足場を用い、階高が4mを超える場合は、高さに応じた枠組棚足場(手すり先行方式)とする。階高による区分を表2-3-7に示す。

数量は設置される床面積とする。

なお、内部階段仕上足場、シャフト内足場は、この内部仕上足場と区別して扱う。

表2-3-7 脚立足場及び枠組棚足場

名 称	単位	階 高(m)	支 保 工	備 考
脚立足場	㎡	4.0以下	—	※鋼製脚立
簡易移動式足場 (ローリングタワー)	㎡	4.0超	—	※設置高さは階高から作業スペースを差し引く
枠組棚足場	㎡	4.0 超 5.7未満	枠組 2段	※手すり先行方式
		5.7 " 7.4 "	" 3 "	
		7.4 " 9.1 "	" 4 "	
		9.1 " 10.8 "	" 5 "	
		10.8 " 12.5 "	" 6 "	

脚立足場及び枠組棚足場の設計単価は、標準設計供用日数による標準日数単価を適用する。なお、転用数の適用は内部躯体足場に準じる。

階高4m以下の脚立足場の標準設計供用日数は、30日とする。

階高4mを超える枠組棚足場の標準設計供用日数は、表2-3-8のとおりとする。

表2-3-8 標準設計供用日数(枠組棚足場)

階高 (m)	4.0超	5.0以上	5.7以上	7.4以上	9.1以上	10.8以上
	5.0未満	5.7未満	7.4未満	9.1未満	10.8未満	12.5未満
標準設計供用日数(日)	※25	25	25	26	26	27

※平屋建の場合は、30日とする。

標準日数単価(m²)を適用できない場合は、次により単価を算出する。

$$\text{単価(m}^2\text{)} = \text{掛払い手間} + (\text{実供用日数} \times \text{日額賃料}) + \text{基本料}$$

※掛払い手間の比率は、設置65%、撤去35%とする。

簡易移動足場(枠組足場を使って組立てた移動式のものを必要に応じて計上)、内部階段仕上足場及びシャフト内足場の設計単価は、標準設計供用日数による標準日数単価を適用する。なお、転用数の適用は内部躯体足場に準じる。

簡易型移動式足場の標準設計供用日数は、30日とする。

内部階段仕上足場の標準設計供用日数は、30日とする。

シャフト内足場の標準設計供用日数は、30日とする。

⑤ 大空間等の作業床(足場)

上記内部仕上足場の内、高さ10m(6段)以上の枠組足場等を設置する場合で次の各号に該当する建築物及び部分を対象とし、標準設計供用日数によりがたい場合は、設計図書に工法、供用日数など施工条件を明示して計上する。

- ・ 劇場、ホール等の大空間部分
- ・ 庁舎、学校等の吹抜等の大空間
- ・ 屋内体育館等の大空間

⑥ 災害防止

工事の施工に伴う災害防止については、関係法令に従い、表2-3-9に示す適切な措置を講じるものとする。

また、落下物による危害防止上必要な部分は、養生防護棚(表2-3-10)を設置する。

A. 養生シート張り及び金網張り(垂直張り)等

養生シート張り等の数量は、一般に外部足場の1層分(1.7m)を除く掛け面積(掛m²)とする。ただし、改修工事など施設利用者等の安全上、施工上又は防寒上必要な場合は、足場掛け面積とすることができる。

B. 金網張り(水平張り)及び安全ネット張り(水平張り)

金網張り(水平張り)及び安全ネット張り(水平張り)は、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造については、10m以内の高さごとに設置し、水平掛面積(掛m²)とする。

C. 小幡ネット

小幡ネットは、各階ごとに設置し、(2)外部足場の水平長さ(掛m)を数量とする。

D. 養生防護棚

養生防護棚の数量は、必要に応じた掛長さ(掛m)とする。

表2-3-9 災害防止用施設

名 称	単位	規 格	使 用 区 分	備 考
金 網 張 り	㎡	亀甲金網	(垂直張り) 足場面の落下防止	
			(水平張り) 鉄骨工事の作業員 の墜落防止及びそ の他の落下防止	
金網式養生柵	㎡	鋼製	足場面の落下防止	特記による
安全ネット張り	㎡	ラッセル網防災 タイプ	(水平張り) 鉄骨工事の作業員 の墜落防止及びそ の他の落下防止	鉄骨工事用は防災タ イプとする
養 生 シ ー ト	㎡	防災1類ホリエステル	落下防止用の他、 工事中の目隠し及 び塗料、吹付材、 粉塵の飛散防止	強風等に対する管理 が難しい
		防災2類ホリエステル (金網張り併用)		
ネット状 養生シート	㎡	防災1類	金網式養生柵の代 わりとして使用	塗装、吹付材、粉塵 の飛散防止には使用 不可
小幅ネット	m	ラッセル網防災 タイプ	作業員の墜落防止 及びその他の落下 防止	足場と躯体面間隔が 0.3m以上の場合に設 置する。

表2-3-10 養生防護柵

名 称	単位	工 事 内 容	工事部分の高さ(地盤面 より)による設置場所	備 考
柵組本足場用 (直線部)	m	一般新築工事	10m以上 1段以上	
			20m以上 2段以上	
柵組本足場用 (コーナー部)	箇所		危害防止上必要な場合 は高さに関係なく設置	

災害防止の設計単価は、標準設計供用日数による標準日数単価を適用する。
なお、標準日数単価(㎡)を適用できない場合は、次により単価を算出する。

$$\text{単価(㎡)} = \text{掛払い手間} + (\text{実供用日数} \times \text{日額賃料}) + \text{基本料}$$

※掛払い手間の比率は、設置65%、撤去35%とする。

外部足場等に架設される金網張り、養生シート張り等の存置期間は、外部足場平均
存置日数(表2-3-2)から10日程度減じた期間(表2-3-11)とするが、特殊な建
物の外壁、改修工事などについては、工事工程表等を考慮して別に定める。

表2-3-11 災害防止平均存置日数

階 数(階)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平均存置日数(日)	—	94	116	138	160	182	204	226	248	270

(注)RC造、建築面積750㎡程度の場合

⑦ 遣方

遣方の数量は、建築面積(㎡)とする。ただし、ドライエリア等や1階床面積に含まれ
ない地下部分がある場合は、地下部分の水平投影面積を含めた面積とする。

なお、特に小規模なものについては、建築面積によらず必要な遣方(建物の四隅、

中間)の箇所数による。

⑧ 墨出し、養生・整理清掃後片付け

墨出し、養生・整理清掃後片付けの数量は、部位別に区分し延面積(m²)で計上する。
なお、「ピット」については「最下階の床下に捨てコン又は耐圧版を設けた部分の面積とし「大規模ピット」に該当しないもの」とする。

「大規模ピット」は「最下階の床下全面が「ピット」で、かつ、高さが概ね人が立てる高さ以上の場合(渡り廊下、附属建築物等を除く)」とする。

また、整理清掃後片付けとは、屋内及び屋上の片付け清掃をいう。

遣方、墨出し、養生、整理清掃後片付けに単価の「一般」「小規模」「複雑」の使い分けは、次による。

A. 一般：下記B. 以外の場合

B. 小規模・複雑：小規模とは、建築面積(建m²)においては150m²未満、延面積(延m²)においては300m²未満の建物の場合。複雑とは、間仕切りが多く特殊な建物の場合。

⑨ 仮設給水

外壁塗装剥離工事における「高圧水洗工法(50Mpa程度の温水による剥離工法)」に用いる仮設用水費(使用料のみ)については、別途積み上げ計上すること。

(2) 仮設材の運搬

仮設材の運搬費は、「公共建築工事標準単価積算基準(以下「標準単価積算基準」という。)」により、車両はトラック4t積で、運搬距離は30km程度(片道)の往復を標準とする。ただし、規模や敷地条件等により2t積も考慮できることとし、現場が山間へき地等の場合は、実状に応じた距離とする。

また、敷地の状況等により車両が入れない場合については、水平小運搬を別途考慮する。

4) 防寒養生費(当初設計積算、12月16日から3月15日)

(1) 防寒養生費算定基準

① 営繕工事の工期設定については、適期施工によることを原則とするが、やむを得ない場合に限り防寒養生費を計上し施工することができるものとする。

② 防寒養生費を計上する場合には、設計期間、入札期間、想定工期(標準工期算出基準による)から、養生費を必要とする区分、期間、金額を算定する。

(2) 防寒養生費を必要とする期間

① 必要期間

12月16日から3月15日までとする。

ただし、寒中コンクリートを適用する場合は積算温度による必要期間とする。

② 除外する場合

工期に、基本とする必要期間の初日又は末日から10日以内(下記参照)を含める場合においては、その期間の防寒養生費は計上しない。なお、10日を超えて含める場合は、含めた全日数を採暖期間として防寒養生費を計上する。

A. 必要期間の初日から10日の場合

防寒養生費を計上しない採暖期間が、12月16日から12月25日までとなり自主
施工期間は12月26日から3月15日まで

B. 必要期間の末日から10日の場合

防寒養生費を計上しない採暖期間が、3月6日から3月15日までとなり自主施工
期間は12月16日から3月5日まで

③ 必要期間日数の算出

A. 鉄筋コンクリート造

別表1、2による。

B. ブロック造、鉄骨造

標準工期算定の基準による。

(3) 上家及び側仮囲費を必要とするもの。

- ① 躯体工事を施工する場合。
- ② 外部仕上工事を施工する場合。
- ③ 屋外防水工事を施工する場合。

(4) 採暖費を必要とする工事区分

- ① 躯体工事を施工する場合。
- ② 外部仕上工事を施工する場合。
- ③ 屋外防水工事を施工する場合。
- ④ 内部仕上工事を施工する場合。

(5) 計算式

① 上家仮囲費(屋外架面積)

$\boxed{\text{屋上架面積} \text{m}^2 \times \text{単価}}$

② 側仮囲費(側仮囲の架面積)

$\boxed{\text{側仮囲架面積} \text{m}^2 \times \text{単価}}$

③ 採暖費

採暖に要する面積を対象とし、次により積上げ計上する。

なお、ヒーター運転費地区別単価の適用は次による。

A地区:石狩、渡島、桧山、後志、空知、留萌、胆振、日高(総合)振興局

B地区:上川(一部を除く)、宗谷、オホーツク(一部を除く)、根室(総合)振興局

C地区:十勝、釧路(総合)振興局

D地区:上川(幌加内町)、オホーツク(北見市)

A. 躯体工事の採暖費

24時間採暖(コンクリート打設を含む初期養生のための採暖)

$\boxed{(\text{建物延面積} \text{m}^2 \times 0.46 \text{台} / \text{延} 100 \text{m}^2 \times \text{別表1による日数}) \times \text{地区別ヒーター運転費単価}}$

8時間採暖(躯体の型枠、鉄筋組立作業のための採暖)

$\boxed{(\text{建物延面積} \text{m}^2 \times 0.46 \text{台} / \text{延} 100 \text{m}^2 \times \text{別表1による日数}) \times \text{地区別ヒーター運転費単価}}$

B. 外部仕上工事の採暖費

(建物延面積㎡×0.30台／延100㎡×別表2による日数)×地区別ヒーター運転費単価

C. 屋外防水工事の採暖費

(屋外施工面積㎡×0.30台／延100㎡×別表2による日数)×地区別ヒーター運転費単価

D. 内部仕上工事の採暖費

(建物延面積㎡×0.24台／延100㎡×養生必要期間)×地区別ヒーター運転費単価

④ 給油点検費

ヒーター延台数×単価

⑤ 据付、撤去費

ヒーター総台数×単価

別表1 鉄筋コンクリート造

基準階 面積 ㎡	躯体工事の採暖日数											
	基礎		1階		2階		3階		4階		5階	
	24H	8H	24H	8H	24H	8H	24H	8H	24H	8H	24H	8H
100	4	5	7	11	11	17						
300	4	6	8	13	11	20						
500	5	7	9	18	13	29	17	40				
1,000	5	10	9	23	13	36	17	49	21	62		
1,500	5	12	9	26	13	40	17	54	21	68	25	82
2,000	6	14	11	29	16	44	21	59	26	74	31	89
2,500	6	16	11	33	16	50	21	67	26	84	31	101
3,000	7	17	12	35	17	53	22	71	27	89	32	107

※上記日数は延べ日数であり、3階建の最上階のみ採暖する場合は、直下階までの延べ日数を当該階数の延べ日数から減じた日数とする。

別表2 鉄筋コンクリート造

基準階 面積 ㎡	外部仕上工事を施工する場合	屋上防水工事を施工する場合
	8 H (日)	8 H (日)
100	4	3
300	4	3
500	7	5
1,000	10	8
1,500	15	10
2,000	20	15
2,500	25	20
3,000	30	25

【算出例】

① 工事概要 内、外部仕上工事の防寒養生費

- ・建設地 札幌市
- ・建物種別 庁舎 ・構造 鉄筋コンクリート造3階建
- ・規模 延4,500㎡ 基準階面積1,500㎡ 屋外面積1,500㎡
- ・設計内容 単年度設計
- ・工事区分 躯体及び仕上工事共施工

② 算定

「標準工期算定基準」より算定すると205日となる。

着手予定月日を7月20日としているので工期を算出すると翌年2月9日が完了予定月日となるが冬期施工による期間の割増しを考慮するため計算する。(冬期施工の期間は11月16日～翌年3月31日までで、総工期の4分の1以上であれば冬期間の1日につき30%の割り増しをする。)

冬期施工日数＝11月16日～翌年2月9日で86日間となる。

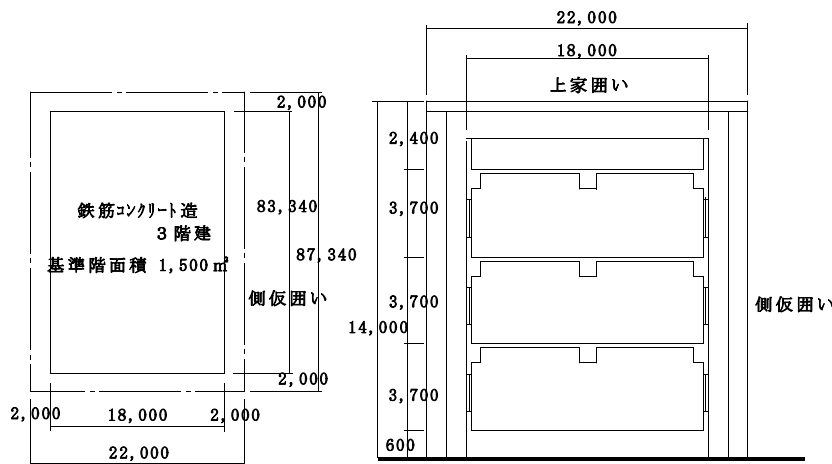
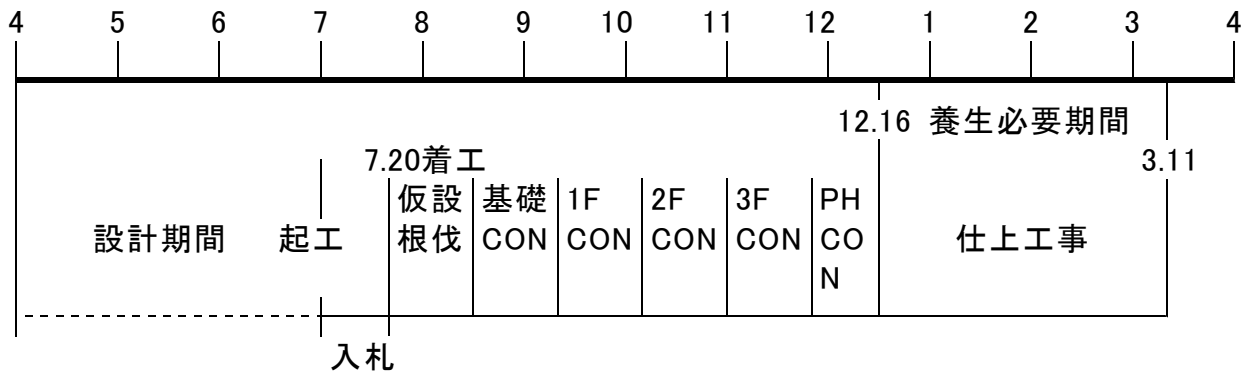
冬期施工期間＝205日／4＝51.25<86・・・割増しする。

割増日数＝86日×0.3＝25.8日≒26日

割増し後の工期は205日＋26日＝231日

年末年始休暇＝4日

設定工期＝231＋4＝235日→7月20日～翌年3月11日となる。



- 1.屋外仮囲費(屋外建築面積)外部仕上工事 3カ月以内
 $1,921\text{m}^2 \times 3,190\text{円} = 6,127,990\text{円}$
- 2.側仮囲費(側仮囲費の面積)シート張側囲 3カ月以内
 $3,083\text{m}^2 \times 1,120\text{円} = 3,452,960\text{円}$
- 3.採暖費
- 1) 外部仕上工事
 $\text{延}4,500\text{m}^2 \times 0.30(\text{台}/\text{延}100\text{m}^2) = 13.5\text{台}$
 $13.5 \times 15\text{日} = 202.5$ $202\text{台日} \times 2,810\text{円} = 567,620\text{円}$
- 2) 屋上防水工事
 $1,500\text{m}^2 \times 0.30(\text{台}/\text{延}100\text{m}^2) = 4.5\text{台}$
 $4.5 \times 10\text{日} = 45$ $45\text{台日} \times 2,810\text{円} = 126,450\text{円}$
- 3) 内部仕上工事
 $\text{延}4,500\text{m}^2 \times 0.24(\text{台}/\text{延}100\text{m}^2) = 10.8\text{台}$
 $10.8 \times 81\text{日} = 874.8$ $874\text{台日} \times 2,810\text{円} = 2,455,940\text{円}$
4. 給油点検費
 $202+45+874 = 1,121$ $1,121\text{台日} \times 806\text{円} = 903,526\text{円}$
5. 据付、撤去費
 $13.5+4.5+10.8=28.8$ $29\text{台} \times 985\text{円} = 28,565\text{円}$
- 合計 13,663,051円

※1 算出例の単価は参考である。

※2 端数処理は、1. 一般事項による。

5) 防寒養生費(設計変更による対応、12月15日以前及び3月16日以降)

(1) 設計変更による防寒養生費の追加計上

防寒養生費は、寒中コンクリートを除き、4)により12月16日から3月15日までの期間について計上することを原則とするが、12月15日以前及び3月16日以降の期間において、受注者から工事品質確保の観点から防寒養生の実施について協議があった場合については、以下のとおり設計変更により追加計上を行うことができる。

(2) 対象期間

12月15日以前及び3月16日以降の期間において、作業開始時の外気温が塗装工事及びシーリング工事については 5°C 以下、その他の内部・外部の仕上工事、躯体工事及び屋外防水工事については 0°C 以下となることが見込まれる期間を対象とする。

対象期間は作業内容、外気温の見込み、防寒養生の実施予定等を考慮し、現場代理人からの協議を受け工事監督員の承諾した期間とする。

該当工事終了後、対象期間中の作業開始時の外気温が 5°C または 0°C 以下となり、採暖を行った実日数を確認して採暖費を計上する。

なお、冬期(12月16日から3月15日)の不施工期間を設定する工事については、当該期間の防寒養生は想定されないため採暖費は計上しないが、施工段階において、やむを得ない事情により不施工期間内に採暖費を必要とする工事を実施することとなった場合は、工事監督員の承諾により上記と同様に設計変更により採暖費を計上する。ただし、不施工期間を変更せずに工期を延長する場合は除く。

(3) 上家及び側仮囲費を必要とするもの。

- ① 外部仕上工事を施工する場合。
- ② 屋外防水工事を施工する場合。

(4) 採暖費を必要とする工事区分

- ① 外部仕上工事を施工する場合。
- ② 屋外防水工事を施工する場合。
- ③ 内部仕上工事を施工する場合。

(5) 計算式

① 上家仮囲費(屋外架面積)

$$\boxed{\text{屋上架面積} \text{m}^2 \times \text{単価}}$$

② 側仮囲費(側仮囲の架面積)

$$\boxed{\text{側仮囲架面積} \text{m}^2 \times \text{単価}}$$

③ 採暖費

採暖に要する面積を対象とし、次により積上げ計上する。

採暖日数は作業開始の外気温が下記に該当し採暖を実施した実日数とする。

塗装工事、シーリング工事:5℃以下

その他の内部・外部の仕上工事、躯体工事、屋外防水工事:0℃以下

なお、ヒーター運転費地区別単価の適用は4) 防寒養生費と同様。

A. 躯体工事の採暖費

24時間採暖(コンクリート打設を含む初期養生のための採暖)

$$\boxed{(\text{建物延面積} \text{m}^2 \times 0.46 \text{台} / \text{延} 100 \text{m}^2 \times \text{採暖日数}) \times \text{地区別ヒーター運転費単価}}$$

8時間採暖(躯体の型枠、鉄筋組立作業のための採暖)

$$\boxed{(\text{建物延面積} \text{m}^2 \times 0.46 \text{台} / \text{延} 100 \text{m}^2 \times \text{採暖日数}) \times \text{地区別ヒーター運転費単価}}$$

B. 外部採暖による採暖費

$$\boxed{(\text{区画面積(採暖を行う区画の水平投影面積)} \text{m}^2 \times 0.30 \text{台} / \text{延} 100 \text{m}^2 \times \text{採暖日数}) \times \text{地区別ヒーター運転費単価}}$$

C. 屋外防水工事の採暖費

$$\boxed{(\text{屋外施工面積} \text{m}^2 \times 0.30 \text{台} / \text{延} 100 \text{m}^2 \times \text{採暖日数}) \times \text{地区別ヒーター運転費単価}}$$

D. 内部採暖による採暖費

$$\boxed{(\text{施工面積} \text{m}^2 \times 0.24 \text{台} / \text{延} 100 \text{m}^2 \times \text{採暖日数}) \times \text{地区別ヒーター運転費単価}}$$

④ 給油点検費

$$\boxed{\text{ヒーター延台数} \times \text{単価}}$$

⑤ 据付、撤去費

$$\boxed{\text{ヒーター総台数} \times \text{単価}}$$

3. 土 工

本規定は、建築物及びこれに準ずる工作物の建設工事に伴う根切りや、埋戻し、盛土、すきとり等の土工事に適用するが、敷地造成工事等には適用しない。

適用する土砂の土質は、レキ質土、砂、砂質土及び粘性土とし、岩塊、玉石混り土等の場合は、別途考慮する必要がある。

単価の適用にあたっては、機械土工（建設発生土運搬を除く。）は、市場単価により、人力土工及び建設発生土運搬は、標準歩掛りによるものとし、土工機械の運搬費は、「公共建築工事積算基準の解説」の参考資料等をもとに別途計上する。

また、単価に対応する土砂数量は、地山数量とする。

(1) 土工計画

根切り、埋戻しについては、敷地状況、災害・公害防止、基礎構造等を考慮の上、安価でかつ安全であり、工期内に納まるような土工計画を設定すること。

土工事は、地下工作物を築造するために、作業エリアを含めた大きさで根切り作業を行い、築造後埋戻し、盛土及び敷ならし、残土を建設発生土処分として、作業を完了する。

ここで規定している標準とは、標準的な現場条件において標準的な施工が行われたときの施工方法や機械運転等の標準を示したもので、実際の現場における工法や建設機械を規定するものではない。

(2) 土工の計測・計算

① 土工の計測は、原則として設計地盤から行うが、設計地盤が現状地盤（敷地の平均高さ）と異なるときは、現状地盤から行う。なお、現状地盤の高低差が極端にある場合は設計者等と協議のうえ数段階の平均地盤とすることができる。

② 土砂量は地山数量とし、掘削による増加、締固めによる減少は考慮しない。

③ ラップルコンクリートの根切土量は、他の土量と区分して集計する。

(3) 市場単価

① 単価の適用範囲

根切り、床付け、杭間さらい、埋戻し、盛土、敷きならし、すきとり、積み込み、土工機械運搬に適用する。

② 適用にあたっての留意事項

A. 土質の条件は砂、砂質土、れき質土、粘性土とする。

B. 根切りは、深さ2.5m程度とする。

C. すきとりは、H=300mm程度とする。

D. 杭間さらいは、既製コンクリート杭φ350～600mmとする。

E. 土工機械運搬は、片道30km以内往復とする。

(4) 根切り

根切りの歩掛りには、運搬機械に積込むまでの作業が含まれている。

根切りの方法は基礎構造によって、つぼ掘り及び布掘りと総掘りの2種類に区分される。ただし、つぼ掘り及び布掘りで基礎の深い場合は、1次根切りを総掘りとし、2次根切りをつぼ掘り及び布掘りとする。

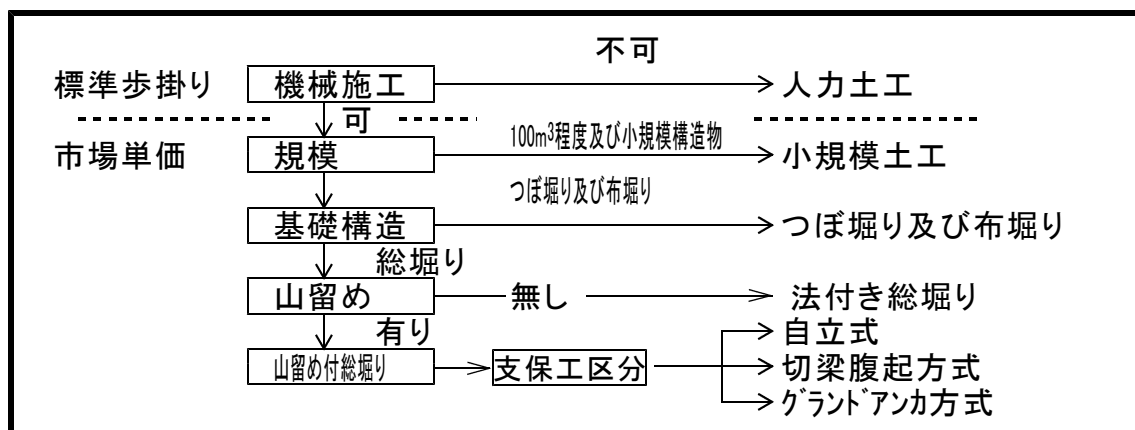
余幅は、作業上のゆとり幅に、土質と根切り深さとに依ずる係数（建築数量積算基準参照）を乗じた法幅（根切り基準線における根切りのひろがり）の1/2を加えた幅をいう。作業上のゆとり幅は0.5mを標準とする。

一箇所当たりの掘削土量が 100m^3 程度までの小規模な土工及び小規模構造物(排水構造物、ブロック積及び小型擁壁等)の作業土工は小規模土工を適用する。

掘削積込機械はバックホウを標準とし、バックホウで運搬機械(ダンプトラック)に直接積込めない場合は、クラムシェルにより積込むこととし、適用は以下による。

- A. バックホウ最大掘削深さを超えた場合
- B. 運搬機械が根切り作業面まで乗り入れできない場合
- C. 山留め付き総堀り切梁腹起方式の場合で、第1段切梁より1m下がった位置を超えた場合

根切りの分類と、歩掛り及び市場単価の適用区分を次に示す。



土工機械の適用は表3-1を標準とする。

表3-1 標準土工機械(根切り)

土工名称	土工区分	適用機械
根切り	つぼ堀り及び布堀り	バックホウ 0.8 m ³
	山留め付き総堀り 自立式	バックホウ 1.4 m ³
	山留め付き総堀り 切梁腹起方式	バックホウ 1.4 m ³
	山留め付き総堀り 切梁腹起方式	バックホウ 0.45m ³ クラムシェル 0.6m ³
	山留め付き総堀り グラントアンカ方式	バックホウ 1.4 m ³
	山留め付き総堀り グラントアンカ方式	バックホウ 0.8 m ³ クラムシェル 0.6m ³
	法付き総堀り	バックホウ 1.4 m ³
	小規模土工	バックホウ 0.28m ³

バックホウの最大掘削深さは、表3-2を標準とする。

表3-2 バックホウの最大掘削深さ

掘削機械(山積)	最大掘削深さ	備考
バックホウ 1.4 m ³	6m	
バックホウ 0.8 m ³	5m	
バックホウ 0.45m ³	4m	
バックホウ 0.28m ³	3m	
バックホウ 0.13m ³	2m	

機械施工が適切でない箇所には人力土工を適用する。

(5) 床付け及び杭間ざらい

機械掘りでは、根切り底が乱されるため床付けを計上すること。ただし、小規模土工及び人力土工には床付け作業が含まれているため計上しない。

床付けの数量は、根切り底の地業の面積を数量とする。ただし、盛土となる部位は計上しない。

既製コンクリート杭がある場合は、杭間ざらいを計上する。杭間ざらいは、機械掘削による杭の破損防止のため、機械掘削出来ない杭周囲・杭間の土を掻き出すための人力土工で、既製コンクリート杭の本数を数量とする。また、1本杭の場合も適用する。

(6) 埋戻し及び盛土

埋戻し及び盛土は、建物内部及び建物周囲に適用する。

人力による埋戻し及び盛土には、締固めが含まれていないため、締固めが必要な場合はタンパによる締固めを別途計上する。

「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」では埋戻し及び盛土を以下のように区分している。

- A種 山砂の類
- B種 根切り土の中の良質土
- C種 他現場の建設発生土の中の良質土
- D種 再生コンクリート砂

A種及びD種の場合は、締固めによる材料の変化率や材料のロスによる割増を20%を標準として考慮する。

土工機械の適用は表3-3を標準とする。

表3-3 標準土工機械(埋戻し及び盛土)

土工名称	土工区分	適用機械
埋戻し	つぼ掘り及び布掘り	バックホー 0.8 m ³ 振動ローラ 0.8~1.1t タンパ(補助)
	山留め付き総掘り	バックホー 0.8 m ³ 振動ローラ 0.8~1.1t タンパ(補助)
	法付き総掘り	バックホー 0.8 m ³ 振動ローラ 0.8~1.1t タンパ(補助)
	小規模土工	バックホー 0.28m ³ タンパ
盛土	盛土	バックホー 0.8 m ³ 振動ローラ 0.8~1.1t タンパ(補助)

(7) 敷ならし、締固め及びすきとり

敷ならし、締固め及びすきとりは、標準的な庁舎の外構に適用し敷地造成工事には適用しない。

土工機械の適用は表3-4を標準とするが、大規模な外構工事では土工機械を別途考慮する必要がある。

表3-4 標準土工機械(敷ならし、締め固め及びすきとり)

土工名称	土工区分	適用機械	備考
敷ならし	—	ブルドーザ 3.0 t	
締固め	—	振動ローラ 2.5~2.8t	
すきとり	—	ブルドーザ 3.0 t	

(8) 積込

積込とは、掘削された根切り土を仮置きした場合や、すきとりで1箇所を集められたル

一ズな状態の土を運搬機械に積込む場合に適用する。

数量は、掘削しほぐれる前の地山数量とする。

土工機械の適用は表3-5を標準とする。

表3-5 標準土工機械(積込)

土工名称	土工区分	適用機械	備考
積込み	一般	バックホー 0.8 m ³	
	小規模土工	バックホー 0.28m ³	

(9) 建設発生土運搬

建設発生土運搬におけるDID地区(人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図により決定するが、DID区間を通過する場合においてもDID区間有りとする。

土工機械の適用は表3-6を標準とする。

表3-6 標準土工機械(運搬)

土工名称	土工区分	適用機械	備考
建設発生土運搬	一般	ダンプトラック 10 t	標準土砂積載量 5.5(m ³ /台)
	小規模土工	ダンプトラック 4 t	標準土砂積載量 2.2(m ³ /台)
	人力土工	ダンプトラック 2 t	標準土砂積載量 1.1(m ³ /台)

(10) 残土処分

① 残土について

残土処分において場外に搬出する場合は、建設副産物資源として資源の有効活用の面から、他の事業への転用を考慮するなど、捨場所を定め設計時に各関係担当者等と打合わせのうえ、運搬距離を算出する。

なお、建設発生土が生じる場合については、現場から50kmの範囲内で再利用に努めること。

また、建設発生土を利用する場合は、工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合、受入れ時期、土質等を考慮したうえで、原則として利用する。(建設発生土情報交換システム等により確認する)

② 残土処理地の条件明示

残土を処理する場合は、残土処理地を指定する。

③ 残土の処分

A. 捨場料金(処分費)を必要とする場合は、別途計上すること。

B. 機械による捨土整理が必要な場合は、重機運搬費を計上すること。

C. 土捨場に私有地を指定しようとする場合は、発注に先立ち、土地所有者から同意書を取り交わす。

(11) 土工機械

土工機械の運搬は各機種ごとに1往復を1回とし算出し計上する。

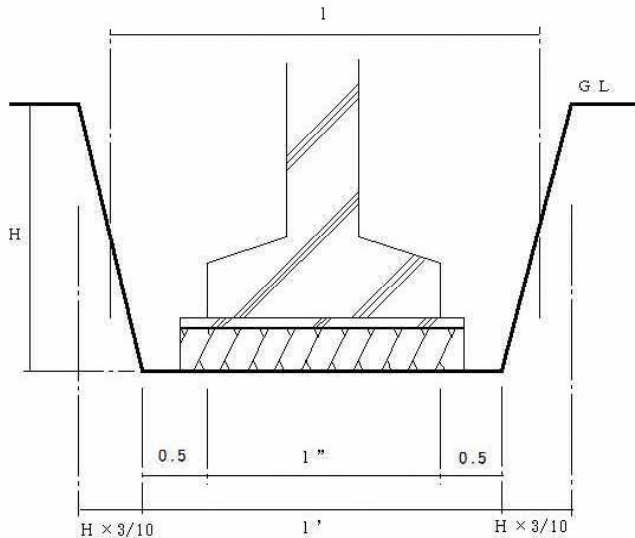
掘削と埋戻し及び盛土のように、土工機械が同じ機種であっても、施工時期が違う場合、別々に計上する。

バックホウ1.4m³及びクラムシェル0.6m³を適用する場合は、土工機械分解組立費を計上する。

(12) 根切量の算定

根切量の算定は下記(図表)を標準とし、法勾配によりがたい土質の場合は必要な法勾配を見込むこと。

① 布基礎、独立基礎の場合



注: 図中の $H \times 3/10$ は、 $1.5\text{m} \leq H < 5.0\text{m}$ の場合である。 $H < 1.5$ の場合は0に、 $5.0\text{m} \leq H$ の場合は、 $H \times 6/10$ に読み替える。

A. 布基礎計算式 $V = l \times (\text{布基礎延長} L) \times H$

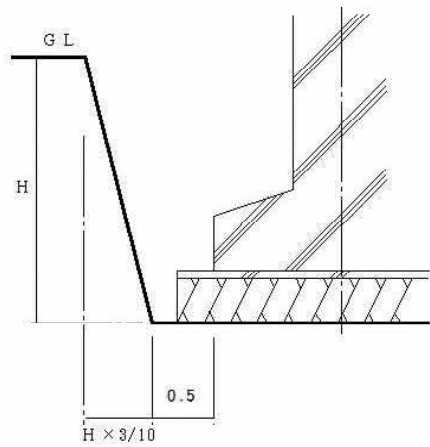
算出例

$$\begin{aligned}
 L &= 10.0\text{m} & H &= 1.5\text{m} \\
 l'' &= 1.6\text{m} \\
 l &= 1.6 + (0.5 \times 2) + \left(\frac{0.3 \times 1.5}{2} \times 2 \right) \\
 &= 1.6 + 1.0 + 0.45 \\
 &= 3.05\text{m} \\
 V &= 3.05 \times 10.0 \times 1.5 = 45.75\text{m}^3 \doteq 45.8\text{m}^3
 \end{aligned}$$

B. 独立基礎計算式 $V = l \times l \times H$
算出例 $l'' = 1.6\text{m}$ $H = 1.5\text{m}$ として

$$\begin{aligned}
 l &= 1.6 + (0.5 \times 2) + \left(\frac{0.3 \times 1.5}{2} \times 2 \right) \\
 &= 1.6 + 1.0 + 0.45 \\
 &= 3.05\text{m} \\
 V &= 3.05 \times 3.05 \times 1.5 = 13.95\text{m}^3 \doteq 14.0\text{m}^3
 \end{aligned}$$

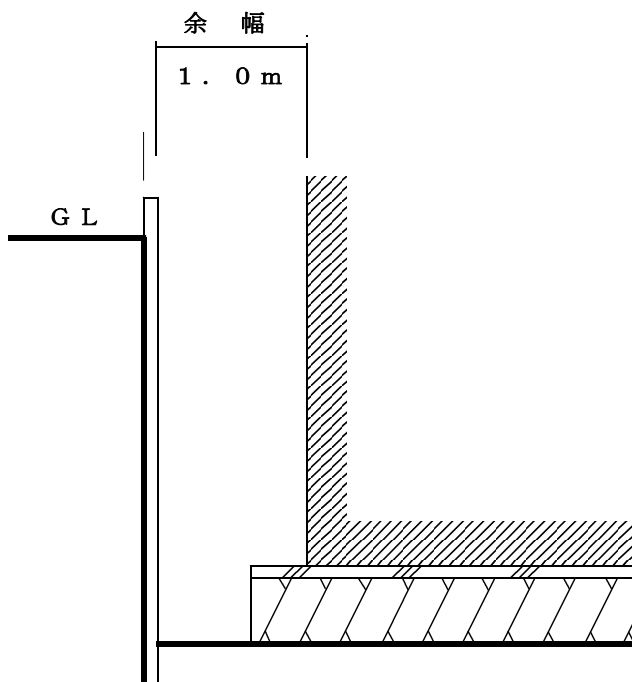
② 総掘の場合



注：図中の $H \times 3/10$ は、 $1.5\text{m} \leq H < 5.0\text{m}$ の場合である。 $H < 1.5$ の場合は 0 に、 $5.0\text{m} \leq H$ の場合は、 $H \times 6/10$ に読み替える。

③ 山留め工法の場合(山留めは別途積算)

振動湧水又は軟弱地盤のため、法付工法による根切が適当でない判断される場合

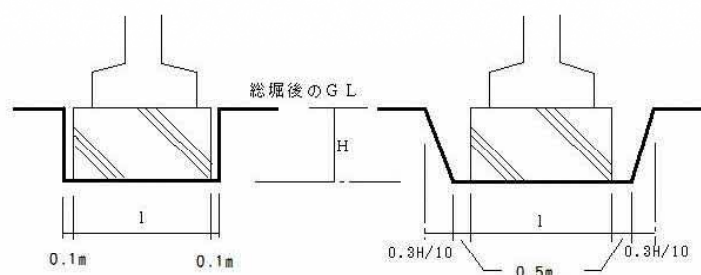


④ ラップルコンクリートの場合

地盤の状況により根切工法を判断すること。

<型枠不要>

<型枠必要>



注：図中の $H \times 3/10$ は、 $1.5m \leq$

$H < 5.0m$ の場合である。 $H <$

1.5 の場合は 0 に、 $5.0m \leq H$ の

場合は、 $H \times 6/10$ に読み替える。

独立基礎計算式

<型枠不要>

$$V = (l + 0.1 \times 2) \times (l' + 0.1 \times 2) \times H$$

<型枠必要>

$$V = (l + 0.5 \times 2 + \frac{3H}{10}) \times (l' + 0.5 \times 2 + \frac{3H}{10}) \times H$$

(13) 水替費

① 使用基準

A 地質検査により必要とする設計根切り深さ(地盤面より根切り底まで)において、地下水及び湧水のある場合のみとし、その水深によって機種を選定する。

B 使用機種

水深	渦巻きポンプ		
0.6m未満	φ100mm以上	E7PS(5.5KW)	排水量0~30m ³ /hr
0.6m以上	φ150mm以上	E10PS(5.5KW)	排水量0~30m ³ /hr

注 特殊工法(ウェルポイント工法等)による場合は、見積によるものとし、算出基礎資料は、別紙添付とする。(特記仕様書にその旨明記すること。)

C 水替ポンプ使用期間

根切り完了日を起算とし、埋戻し完了日までを必要期間とする。

D 機種の使用台数

水の透過が容易な土質(砂、砂礫土質等)又は湧水のある場合には、2台使用。

② 使用期間の算定表

A 構造別算定表

木 造

建築面積	基				礎		
	根切り	地 業	仮 枠	鉄 筋	コンクリート	養 生	計
100㎡	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	7.0	13.0
300㎡	1.0	2.0	4.0	1.0	1.0	7.0	16.0
500㎡	2.0	2.0	4.0	1.0	1.0	7.0	17.0
1,000㎡	2.0	2.0	5.0	2.0	1.0	7.0	19.0

コンクリートブロック造

建築面積	基				礎		
	根切り	地 業	仮 枠	鉄 筋	コンクリート	養 生	計
100㎡	1.0	2.0	4.0	1.0	1.0	6.0	15.0
300㎡	1.0	2.0	5.0	1.0	1.0	6.0	16.0
500㎡	2.0	2.0	5.0	2.0	1.0	6.0	18.0
1,000㎡	2.0	4.0	6.0	2.0	1.0	6.0	21.0

鉄 骨 造

建築面積	基				礎		
	根切り	地 業	仮 枠	鉄 筋	コンクリート	養 生	計
100㎡	1.0	1.0	5.0	1.0	1.0	6.0	15.0
300㎡	1.0	1.0	5.0	2.0	1.0	6.0	16.0
500㎡	2.0	2.0	5.0	2.0	1.0	6.0	18.0
1,000㎡	2.0	4.0	7.0	2.0	1.0	6.0	22.0
1,500㎡	2.0	4.0	10.0	4.0	2.0	6.0	28.0
2,000㎡	4.0	5.0	11.0	4.0	2.0	6.0	32.0
2,500㎡	4.0	5.0	12.0	5.0	4.0	6.0	36.0
3,000㎡	4.0	6.0	13.0	5.0	4.0	6.0	38.0

鉄筋コンクリート造

建築面積	基				礎		
	根切り	地 業	仮 枠	鉄 筋	コンクリート	養 生	計
100㎡	1.0	1.0	7.0	1.0	1.0	7.0	18.0
300㎡	3.0	1.0	8.0	1.0	1.0	7.0	21.0
500㎡	3.0	1.0	9.0	1.0	2.0	7.0	23.0
1,000㎡	3.0	1.0	13.0	3.0	2.0	7.0	29.0
1,500㎡	4.0	1.0	16.0	3.0	3.0	7.0	34.0
2,000㎡	5.0	1.0	17.0	3.0	4.0	7.0	37.0
2,500㎡	7.0	2.0	18.0	5.0	4.0	7.0	43.0
3,000㎡	8.0	2.0	21.0	5.0	5.0	7.0	48.0

鉄筋コンクリート造(地階を有する場合)

延べ面積	基礎						地下躯体						合計
	栗石	型枠	鉄筋	コンクリート	養生	計	型枠	鉄筋	コンクリート	養生	埋戻	計	
100㎡	1	3	1	1	8	14	3	2	1	5	1	12	26
300㎡	1	3	1	1	8	14	4	2	3	5	1	15	29
500㎡	1	3	1	3	8	16	4	3	3	5	1	16	32
1,000㎡	3	4	3	3	8	21	7	4	3	5	2	21	42
1,500㎡	3	5	3	4	8	23	8	5	4	5	3	25	48
2,000㎡	4	7	4	4	8	27	11	8	4	5	4	32	59
2,500㎡	5	10	5	4	8	32	14	10	4	5	4	37	69
3,000㎡	8	13	7	4	8	40	17	13	4	5	4	43	83

B 湧水のある場合の運転期間の加算日数

延べ面積	木造	コンクリート ブロック造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	
				地階なし	地階あり
150㎡以下	1	2	2	2	3
500㎡以下	2	3	4	2	4
1,000㎡以下	3	4	6	3	7
2,000㎡以下	5	5	6	4	7
3,000㎡以下	5	5	7	5	9
4,000㎡以下				6	9
5,000㎡以下				7	10
5,001㎡以上				8	11

③ 水替費算出例

<概要>

- 鉄筋コンクリート造(地下1階、地上4階建て、延べ面積4,200㎡)
- 地質調査の結果、砂礫土にて水深1.0m(湧水有り)

<算定>

- 使用機種
表より水深0.6m以上に該当(渦巻きポンプ φ150使用)
- 水替えポンプの使用期間
表(鉄筋コンクリート造・地階を有する場合)より 83日
- 湧水のある場合の加算日数
表(鉄筋コンクリート造・地階を有する場合)より 10日
- 使用台数
(湧水有り)なので 2台

<計算式>

$$\text{水替えポンプ運転費(2台使用)} \quad \text{使用期間} \\ 31,900\text{円} \quad \times \quad (83\text{日} + 10\text{日}) = 2,966,700\text{円}$$

※算出例の単価は参考である。

4. 地 業

地業とは、基礎杭、地盤改良等の建物を支持する部分及び砂利地業等をいう。

(1) 砂利地業

砂利地業とは、根切り底における基礎下等の砂利地業、碎石地業、捨コンクリートをいい、その数量は、設計図書による面積とその厚さとの積による体積とし、その種類により区別する。なお、設計図書に記載のない場合は躯体側面より0.1m出幅を加えた寸法とする。

各地業及び埋戻し(栗石、切込砂利、砂)の単価は建設資材単価地方委員会の地方単価を採用しているので、地区の選定にあたっては、地方委員会の区域図を参照する。

なお、各地業の歩掛りには転圧の費用が含まれている。

機械地業は、幅が2.5m以上に適用する。

購入土を使用する場合は、別途材料費を計上することとし、土質による土の変化率を考慮すること。

(例) 手間単価と材料単価を組み合わせて使用する場合

砂利、再生骨材・・・ (材料単価 × 1.1) + 手間単価

砂・・・・・・・・・・・・ (材料単価 × 1.3) + 手間単価

(2) 既製コンクリート杭打地業

① 杭材費(RC杭及びPHC杭)は、単価表を採用する。(現場着価格)

単価表にある規格以外の杭材費については、物価資料または見積りによる。

② 施工費は物価資料または見積りによる。

5. コンクリート

本規定は、建築物及びこれに準ずる建築物、現場打ちコンクリート排水ます類、押えコンクリート等に適用する。

コンクリートの打設手間及びポンプ圧送費は、市場単価による。

(1) 一般事項

- ① 使用するコンクリートはJIS表示許可工場(JIS A5308)により製造されたレディーミクストコンクリートを原則とする。また、やむを得ず現場練コンクリートを使用する場合は特記仕様書に明記する。
- ② 生コンクリートの単価は、建設資材単価地方委員会の地方単価を採用しているため、地区の選定にあたっては、地方委員会の区域図を参照する。
材料単価は、設計基準強度(F_c)の材料単価とし、構造体強度補正費を計上する。
構造体強度補正費は、補正の対象となるコンクリート数量に「調合管理強度」による材料単価と「設計基準強度」による材料単価の差額との積で算出した価格を計上する。
- ③ 普通コンクリートの積算上の発注強度は設計基準強度(F_c)に、構造体強度補正值(S)を加えた調合管理強度とし、これを満足する呼び強度とする。
- ④ コンクリートの打設は、コンクリートポンプ車による打込みを標準とする。ポンプ車による打設以外のコンクリート打設は、原則として1回の打設量が 10m^3 程度の場合に適用する。
- ⑤ コンクリートポンプ車の適用は、ブーム式を標準とするが敷地等の制約がある場合及び打設高さ 16m 以上ある場合には、配管式による施工も考慮する。
- ⑥ コンクリート打設手間の単価は、1回当たりの打設量に応じた単価を使用する。
小型構造物の打設手間は、柵類、工作物の基礎等で、1箇所当たり 1m^3 程度のコンクリート量で、点在する構造物若しくは高さ 1m 程度の擁壁、囲障の基礎等に適用する。
- ⑦ 内訳書の記載は、材料費(品種別、強度別)、コンクリート打設手間、コンクリートポンプ圧送等に分けて計上する。
- ⑧ 生コンクリートの塩分測定費は、コンクリートの種類が異なるごとに1日1回以上、かつ 150m^3 ごと及びその端数につき1回以上測定し、その測定回数と塩分測定費単価により積算する。
- ⑨ 冬期期間は、冬期保温料の必要期間に応じて、冬季保温料を加算する。

【冬期保温料必要期間】

・札幌建設管理部管内	11月1日～4月20日まで
うち滝川、深川、留久、奥芦別、暑寒別、千歳、支笏湖	10月21日～4月30日まで
うち新篠津、厚田、浜益	11月1日～4月30日まで
・小樽建設管理部管内	11月1日～4月20日まで
うち倶知安、黒松内	10月21日～4月30日まで
うち寿都、島牧	11月11日～4月20日まで
うち入舸、余別	11月1日～4月30日まで
うち岩内、神恵内	11月1日～4月20日まで
・函館建設管理部管内	11月1日～4月30日まで
うち奥尻	11月11日～4月30日まで
・室蘭建設管理部管内	11月1日～4月30日まで
うち安平町追分、むかわ町穂別、日高町日高、様似	10月21日～4月30日まで
うちえりも	11月11日～5月20日まで
・旭川建設管理部管内	10月21日～4月30日まで
うち旭川市江丹別、上川、占冠、下川、朱鞠内	10月11日～5月10日まで
うち中川・幌加内	10月21日～5月10日まで

・留萌建設管理部管内	11月 1日～ 4月30日まで
うち小平町達布、幌糠	10月21日～ 4月30日まで
うち天塩	11月 1日～ 5月10日まで
・稚内建設管理部管内	11月 1日～ 5月10日まで
うち豊富、幌延、猿払、浜頓別、中頓別	10月21日～ 5月10日まで
うち札文	11月 1日～ 5月20日まで
・網走建設管理部管内	10月21日～ 4月30日まで
うち網走・宇登呂・紋別	11月 1日～ 5月10日まで
うち常呂、斜里、湧別、興部、雄武	10月21日～ 5月10日まで
うち白滝	10月11日～ 5月10日まで
うち留辺蘂	10月11日～ 4月30日まで
・帯広建設管理部管内	10月21日～ 4月30日まで
うち広尾	11月 1日～ 4月30日まで
・釧路建設管理部管内	10月21日～ 5月10日まで
うち厚岸・標津	10月21日～ 5月20日まで
うち根室・羅臼	11月 1日～ 5月20日まで

(2) 数量

コンクリートの数量は、鉄筋コンクリート、軽量コンクリート等調合、強度、スランプ、材種別に区別し、各部分毎に設計寸法により下記項目に定めるところに従って計測、計算をする。ただし、コンクリートの断面寸法は、「1. 一般事項」の定めにかかわらず、小数点以下第3位まで計測・計算する。

- ① 鉄筋及び小口径管類によるコンクリートの欠除はないものとみなす。
- ② 鉄骨によるコンクリートの欠除は、鉄骨の設計数量について7.85tを1.0m³として換算した体積とする。
- ③ 窓、出入口などの開口部によるコンクリートの欠除は、原則とし建具類などの開口部の内法寸法との厚さによる体積とする。

ただし、開口部等の内法の見付面積が1ヶ所当り0.5m²以下の場合にはコンクリートの欠除はないものとみなす。

- ④ 地中梁下端の均しコンクリートは特記がなければ、厚50mm、出100mm(片側)とする。

表5-1 コンクリート工事手間算定例

打設部位	コンクリート数量(m ³)	市場単価				
		コンクリート打設手間			コンクリートポンプ圧送	
		打設部位	打設方法	打設量区分	圧送量区分	基本料金回数
RF躯体	95	躯体	ポンプ打設	50～100m ³ /回	50m ³ を超える	1回
3F躯体	370	躯体	ポンプ打設	100m ³ /回以上	50m ³ を超える	1回
2F躯体	370	躯体	ポンプ打設	100m ³ /回以上	50m ³ を超える	1回
1F躯体	400	躯体	ポンプ打設	100m ³ /回以上	50m ³ を超える	1回
基礎部	400	基礎部	ポンプ打設	100m ³ /回以上	50m ³ を超える	1回
土間	49	土間	ポンプ打設	50m ³ /回程度	50m ³ 以下	1回
均しコン	10	捨てコンクリート	カート打設	10m ³ /回程度	-	-
防水保護	30	防水保護コンクリート	ポンプ打設	50m ³ /回程度	50m ³ 以下	1回
計	1,724					8回

※工程によりコンクリート打設日が複数の場合は、その日数分を計上する。

※1回の打設量が50m³を超える場合は、50m³を超えた数量分のみを対象とする。

(3) 市場単価

- ① 単価の適用範囲
建築構造物等のコンクリート打設に適用する。
- ② 単価の適用範囲外
A. ミキサー車からの直接打設の場合

- B. 外構関係工事のコンクリート打設の場合
- ③ 適用に当たっての留意事項
 - A. 捨コンクリート及び防水押えコンクリートの打設がカート打ちの場合は、コンクリート圧送費を計上しない。
 - B. コンクリートポンプ車は、配管式またはブーム式とする。
 - C. スランプは15cmから18cmを標準とする。
 - D. コンクリートポンプの圧送高は、30m以下とする。
 - E. コンクリート圧送費(基本料金及び圧送料金)には、機械器具費、機械運転費及び回送費を含む。
 - F. 小型構造物の打設手間は、ます類、工作物の基礎等で1か所当たり1m³程度のコンクリート量で点在する構造物、若しくは、高さ1m程度の擁壁、圍障の基礎等に適用する。

6. 型 枠

本規定は、合板型枠について適用する。

型枠単価及び型枠運搬費は市場単価による。

型枠運搬費については市場単価（運搬距離30km程度）を基本とするが、取引実態に応じて見積策定単価とすることができる。

(1) 一般事項

型枠の種類は、使用目的によって表6-1のように分類される。

表6-1 型枠種類

型枠種類	使用目的	せき板	
普通合板型枠	基礎部、地下軸部 RC造地上軸部	厚12mm	コンクリート型枠用合板
打放し合板型枠	RC造地上軸部	A種 厚12mm B種 厚12mm C種 厚12mm	コンクリート型枠用合板
小型構造物型枠	工作物の基礎等 擁壁・困障の基礎等	厚12mm	コンクリート型枠用合板

(2) 数 量

- ① 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠等、材料、工法、コンクリート打設面等により区分し、コンクリートの各部分ごとに、原則としてその側面及び底面の面積につき、計測、計算し、接続部の面積を差し引いた面積とする。
- ② 窓、出入口等の開口部による型枠の欠除は、原則として建具等の内法寸法とする。なお、開口部の内法の見付面積が1か所当たり0.5m²以下の場合は、原則として欠除しない。また、開口部の見込部分の型枠は計測の対象としない。
- ③ 斜面の勾配が3/10を超える場合は、その部分について上面型枠を計測の対象とする。
- ④ 階段の踏面、階の中間にある壁付きの梁の上面は、その部分の上面型枠を計測・計算の対象とする。
- ⑤ 大面木、化粧目地、打継ぎ目地、誘発目地等は計測・計算の対象とする。なお、打放し型枠の通常の面取りは計測の対象としない。

(3) 市場単価

- ① 単価の適用範囲
建築構造物等の型枠に適用する。
- ② 単価の適用範囲外
 - A. 片面型枠
 - B. 排水柵用型枠
 - C. 埋殺し型枠
 - D. 曲面・円形型枠
- ③ 適用にあたっての留意事項
 - A. 型枠の材種は、合板とする。
 - B. 型枠運搬費は、加工場から現場への運搬と、現場から加工場への搬出に要する費用で、運搬距離30km程度（4t車）を標準とする。
 - C. 単価には、コンクリート打設合番を含む。
 - D. 単価には補助サポートを含む。
 - E. 標準的な寸法の面木は、単価に含む。ただし、化粧目地、打継目地、ひび割れ誘発目地及び大面木は、別途計上する。

- F. 打放し面補修は、別途計上する。
- G. 場内小運搬(水平小運搬)を含む。

④ 型枠単価の補正

次の振興局管内における型枠単価は、地域係数を乗じ補正を行う。

- A. 檜山・オホーツク 3%
- B. 後志・胆振・根室 5%
- C. 上川・留萌・日高 10%
- D. 宗谷 22%

補正を行う単価は、「型枠」及び「型枠目地棒」とする。

7. 鉄筋

本規定は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造の躯体のほか、鉄骨造の基礎及びスラブ等の構造躯体について適用する。

加工組立費及び加工工場からの運搬費、ガス圧接費は市場単価による。

鉄筋の継手方法において、鉄筋径が19mm以上の場合は圧接継手を基本とするが、工事の規模、施工場所の地理的条件等を勘案して重ね継手とすることができることとする。

(1) 数量

鉄筋の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、原則としてコンクリートの設計寸法に基づき、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さを設計長さとし、設計長と日本工業規格(以下「JIS」という。)に定める単位質量を乗じた質量とする。

- ① 鉄筋の数量は、その計測単位を t とすることを原則とする。なお、小規模工事(5t 未満)の場合は、kg とすることができる。
- ② 鉄筋についてその所要数量を求めるときは、設計数量の4%増を標準とする。
- ③ 単価に対応する数量は設計数量及び所要数量を計算し、以下による。

材料費については $\boxed{\text{所要数量} \times \text{鉄筋単価}}$

加工組立費については $\boxed{\text{設計数量} \times \text{市場単価}}$ とする。

④ スクラップの減額控除は

$\boxed{(\text{所要数量} - \text{設計数量}) \times 0.7 \times \text{スクラップ単価}}$ とする。

※スクラップ単価は、物価資料の掲載価格のうち規格「鉄屑 ヘビー H2」を標準とする。

- ⑤ 基礎ベース、柱、梁、床板等の先端で止まる鉄筋は、コンクリートの設計寸法をその部分の鉄筋の長さとし、これに設計図書等で指定された場合はフックの長さを加える。斜筋もこれに準ずる。
ただし、径13mm以下の鉄筋については、フックはないものとする。
- ⑥ フープ、スタラップの長さは、それぞれ柱、梁のコンクリートの断面の設計寸法による周長の長さとする。幅止筋の長さは梁又は壁のコンクリートの設計幅又は厚さとする。
- ⑦ 重ね継手又は圧接継手について、本基準で別に定める場合を除き、計測した鉄筋の長さについて径13mm以下の鉄筋は6.0mごとに、径16mm以上の鉄筋は7.0mごとに継手があるものとして継手か所数を求める。径の異なる鉄筋の重ね継手は小径による継手とする。
- ⑧ 圧接継手の加工のための鉄筋の長さの変化は、ないものとみなす。
- ⑨ フック、定着、余長及び重ね継手の長さについて設計図書に記載のないときは、建築工事標準仕様書JASS5鉄筋コンクリート工事(日本建築学会)の規定を準用し、小数点以下3位を4捨5入し、小数点以下第2位とする。
- ⑩ 窓、出入口など開口部による鉄筋の欠除は、原則として建具類など開口部の内法寸法による。ただし、1ヶ所当たり内法面積 0.5m²以下の開口部による鉄筋の欠除は、原則としてないものとみなす。なお、開口部補強筋は設計図書により計測・計算する。

(2) 市場単価

① 単価の適用範囲

建築構造物等の鉄筋の組立・加工及び鉄筋ガス圧接に適用する。

② 単価の適用範囲外

- A. 場所打ちコンクリート杭
- B. 連続地中壁
- C. 柱列山留め壁
- D. スリーブ補強
- E. 鉄筋径がD35以上の場合
- F. 鉄筋加工のみ又は鉄筋組立のみの場合

③ 適用にあたっての留意事項

- A. 鉄筋径は、D10以上D32以下とする。
- B. 運搬距離30km程度(4t車)を標準とするが、取引実態に応じて見積策定単価とすることができる。
- C. 単価には、コンクリート打設時合番を含む。
- D. 太物、細物鉄筋は標準的な構成比とする。
- E. スリーブ補強鉄筋加工組立は、標準歩掛りによる。
- F. 単価は、材料費(主材料の鉄筋及びそのロス分)を含まない。
- G. 場内小運搬(水平小運搬)を含む。
- H. 単価の適用にあたっては、単価構成内容を十分に確認する。
- I. 通常鉄筋ガス圧接後の超音波探傷試験等は、共通仮設費に含む。

④ 鉄筋単価の補正

次の振興局管内における鉄筋単価は、地域係数を乗じて補正を行う。

- | | |
|----------------|-----|
| A. 十勝 | 2% |
| B. 檜山・オホーツク・胆振 | 3% |
| C. 後志・上川・留萌 | 4% |
| D. 日高・釧路 | 6% |
| E. 根室 | 9% |
| F. 宗谷 | 15% |

補正を行う単価は、「鉄筋加工組立」とする。

8. 鉄 骨

鉄骨建て方は、鋼材総使用量が1,000t程度の低層及び中層の建物に適用する。大規模な建物や特殊な建物、改修工事等については、専門工事業者の見積等を参考にする。

(1) 一般事項

- ① 鉄骨工事費算出にあたっては、専門工事業者の見積等を参考にする。なお、設計書の作成については、記載例を参照すること。
- ② 鋼材(形鋼、平鋼、鋼板等)の数量は、各部分について規格、形状、寸法等ごとに、次の各項に定めるところに従い計測・計算した長さ又は面積をそれぞれ設計長さ又は面積とし、設計長さ又は面積とJISに定める単位質量(設計数量)を乗じた質量とする。
- ③ 鋼板は原則として、設計寸法による面積を計測・計算する。複雑な形状のものはその面積に近似する長方形として計測・計算することができる。なお、全溶接構造の鋼板の場合は、短辺方向は小数点以下第3位まで、計測・計算する。
- ④ 鉄骨材料について、所要数量を求めるときは、設計数量に次の割増をすることを標準とする。

形鋼、鋼管及び平鋼	5%
広幅平鋼及び鋼板(切板)	3%
ボルト類	4%
アンカーボルト類	0%
デッキプレート	5%

- ⑤ 同一発注で棟別になっている場合(例 屋内体育館+渡り廊下等)は棟毎の設計数量を算出計上すること。
- ⑥ 鉄骨足場は、単管吊り足場(数量は鉄骨軸組部分の延床面積)を標準とする。

(2) 数量及び費用区分

① 材料費

- A. 鋼材は、規格及び寸法ごとに分けた所要数量(t)(設計数量に割増しを加えた数量)で計上する。
- B. スクラップ控除は、所要数量から設計数量を差し引いた数量の70%とし、一式で計上する。

スクラップ減額控除

$$\boxed{(\text{所要数量} - \text{設計数量}) \times 0.7 \times \text{スクラップ単価}}$$

※スクラップ単価は、物価資料の掲載価格のうち規格「鉄屑 ヘビー H2」を標準とする。

- C. 高力ボルトの数量は、締付け板厚に、表8-1に示す長さを加算した質量とする。また、ボルト材料は、所要数量(t)で計上する。

表8-1 締付長さに加える長さ(mm)

ボルトの呼び径	トルシア形高力ボルト	JIS形高力ボルト及び溶融亜鉛めっき高力ボルト
M12	—	25
M16	25	30
M20	30	35
M22	35	40
M24	40	45

D. 鋼材単価は営繕工事積算標準単価表の単価を採用する。規格のないものについては、物価資料等の単価を採用し、品種、規格、寸法ごとに鋼材単価(ベース価格+エキストラ価格を加算)を算出する。

ベース価格については、物価資料等の特約店から工事業者又は加工業者への販路価格を採用する。

② 工場加工費

工場加工費は、専門工事業者の見積価格を参考に定める。ただし、これによりがたい場合は物価資料の掲載価格等によることができる。

工場加工費は、工場直接労務費、工場間接費、副資材費、溶接材料費、その他、防錆塗装費からなるものとし、鋼材の設計数量(t)で計上する。ただし、ボルト類の数量は含まないものとする。

A. 見積書を専門業者より徴収する際は、次に示す設計条件等を参考として設計図面を添付して依頼すること。

依頼先は、建物の規模、鉄骨材の規格及び仕様に準じたグレードの工場を原則とする。

表8-2 設計条件(参考例)

構 造:鉄骨造4階建(事務庁舎) H形鋼構造

延べ面積:2,500㎡

設計数量表

名 称	摘 要	鋼 板 設計数量(t)	形 鋼	
			設計重量(t)	部材数(本)
鋼 板	厚6mm SS400	7.7		
"	9 "	12.3		
"	16 "	20.1		
形 鋼	H-200×100×5.5×8		2.5	17
"	H-250×125×6×9		3.6	23
"	H-300×150×6.5×9		17.5	46
"	H-300×300×10×15		9.2	28
"	H-350×175×7×11		11.5	62
"	H-400×200×8×13		30.7	154
"	H-400×400×13×21		85.3	72
"	H-500×200×10×16		15.3	28
"	H-588×300×12×20		33.6	38
"	H-600×200×11×17		21.2	63
"	C-300×90×12		2.3	16
設 計 数 量 計		40.1(t)	232.7(t)	547(本)
設 計 数 量 合 計		272.8(t)		
平 均 板 厚		11.9(mm)	—	
部材当たり鋼材使用量		—	425(kg/P)	
使 用 率		14.7(%)	85.3(%)	
溶接長	延 べ m	12,277(m)		
	鋼 材 1 t 当 たり	45(m/t)		
㎡当たりの鋼材使用量		109.1(kg/㎡)		

※ 現場組立費を歩掛により算出する際に鉄骨造の母屋・胴縁の類を軽量鉄骨とする

場合は、本体鉄骨加工費に含まず、現場組立費に計上する軽量鉄骨(母屋・胴縁の類)の加工・取付費(歩掛単価)により、計上する。

B. 防錆塗装(m²)

工場錆止め塗装は、専門工事業者の見積り価格による。ただし、これによりがたい場合は鋼材の設計数量で計上し、単価表又は物価資料の掲載価格による。

なお、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」7.8.2により、次の部分には塗装しない。

イ. コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分

ロ. 密閉される閉鎖形断面の内面

ハ. 耐火被覆材の接着する面(特記により塗装を行う場合は除く)

C 現場溶接

半自動アーク溶接機は、定格電流500Aを標準とし、機械損料1.50とする。

③ 運搬費

A. 全道鉄骨加工工場所在地

表8-3 H. M. R. Jグレードの工場所在地

地区名	Hグレード	Mグレード	Rグレード	Jグレード	適用地名
石 狩	札幌市、石狩市、当別町 北広島市、恵庭市	札幌市、恵庭市、石狩市	札幌市、北広島市、江別市 石狩市		
渡 島	函館市	函館市	函館市、森町	函館市	
檜 山					渡島地区を適用
後 志	小樽市	小樽市、岩内町			
空 知		岩見沢市、滝川市、由仁町 栗山町	三笠市、滝川市、長沼町	岩見沢市	
上 川	旭川市	旭川市、名寄市、鷹栖町、 和寒町、東川町、下川町			
留 萌					上川地区を適用
宗 谷		稚内市			
オホーツク		北見市、美幌町			
胆 振	室蘭市、苫小牧市	室蘭市、苫小牧市、登別市 伊達市	登別市		
日 高					胆振地区を適用
十 勝	帯広市	帯広市、上士幌町、芽室町	帯広市、芽室町		
釧 路	釧路町	厚岸町、白糠町	釧路市		
根 室					釧路地区を適用

注 株式会社 全国鉄骨評価機構(平成30年9月30日現在)から引用

B. 運搬トラックは11t車とし残数の運搬は6t車を使用する。(運搬数量は設計数量とする。)

積載量は、11t車で8.8tとし、6t車で4.8tとする。

C 鉄骨運搬費は、鋼材の設計数量(t)で計上する。

④ 現場建て方

A. 建て方機械の選定

建て方機械は、トラッククレーンを想定しているので、タワークレーン等を用いる高層建物の場合は、別に考慮する。(トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型)で吊り上げ能力100t以上は、組立・分解・運搬の費用を計上。)

トラッククレーンの使用機種を選定は、作業エリアからの最大作業半径と吊上げ荷重(1ピース最大重量)とによって決定する。

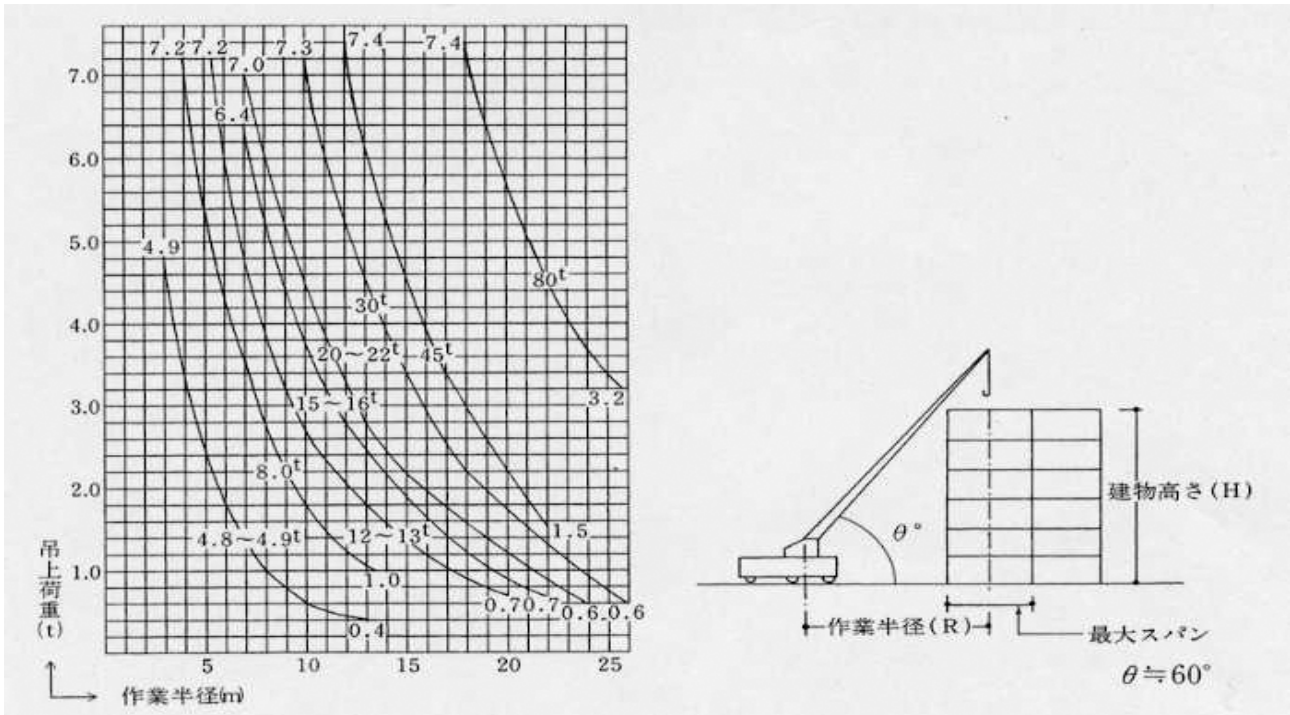


図8-1 油圧式トラッククレーン吊上能力図

B. 歩掛り

鉄骨建て方の歩掛りは、1ピース(梁は三段吊り)の質量を1t程度として、1日当たりの作業量15tを標準としている。1ピースの質量が著しく重い場合は、1日の作業量を補正する必要がある。

また、表8-4は1㎡当たり鋼材使用量90kg以上110kg未満、鋼材使用量250t以上500t未満の場合であり、これらの条件以外は表8-5及び表8-6により補正する。

表8-4 標準歩掛

(1t当たり)

名称	摘要	単位	低層	中層	備考
普通ボルト	仮締め	本人式	20	20	4%
とび工			0.4	0.53	
鉄骨工			0.067	0.067	
その他			1	1	

(注) 備考欄の数値は、1現場あたりの損料率を示す。

表8-5 1m²当たり鋼材使用量による増減率(形鋼+鋼板の設計数量)

1m ² 当たり 鋼材使用量 (kg)	50	50以上	55 "	60 "	65 "	70 "	80 "
	未満	55未満	60 "	65 "	70 "	80 "	90 "
増減率	1.3	1.26	1.22	1.18	1.14	1.1	1.05
1m ² 当たり 鋼材使用量 (kg)	90 "	110 "	130 "	150 "	190 "		
	110 "	130 "	150 "	190 "	250 "		
増減率	1	0.95	0.89	0.84	0.77		

表8-6 鋼材総使用量による増減率(形鋼+鋼板の設計数量)

鋼材 総使用量 (t)	10	10以上	15 "	20 "	30 "	50 "	80 "
	未満	15未満	20 "	30 "	50 "	80 "	150 "
増減率	1.34	1.3	1.26	1.22	1.18	1.14	1.1
鋼材 総使用量 (t)	150 "	250 "	500 "	1000 "			
	250 "	500 "	1000 "				
増減率	1.05	1	0.95	0.89			

C. 高力ボルト締付け

トルシア形高力ボルトの締付けの歩掛りは、ボルト総本数(設計数量)を対象に、100本当たりとし、ビル鉄骨と大張間構造に分けて定めている。

大張間構造は、ボルト締付け箇所が点在している場合とし、高等学校屋内体育館、工場、倉庫並びに格納庫等の門形あるいは山形ラーメン等に適用する。

D. 軽量鉄骨(母屋・胴縁の類)加工・取付

軽量鉄骨の母屋及び胴縁又は大引受等で工場加工が容易な部材については、軽量形鋼類として集計し、設計数量により計上する。

なお、加工は現場における切断、穴明け、ボルト締付けを含む。

E. アンカーボルトの埋込み

アンカーボルトの埋込みは、径及び長さごとの本数とし、材料費も含めて一式で計上する。

⑤ 超音波探傷試験

標準仕様書、特記仕様書により指定された溶接試験を必要とする場合、一式で計上する。

9. 既製コンクリート

本規定は、補強コンクリートブロック積み、防水立上り保護層ブロック積みに適用する。

- (1) 空洞コンクリートブロックは種別、規格、寸法及び仕上別に区分し算出する。

- (2) 空洞コンクリートブロックの単価は、目地用モルタルや鉄筋等は歩掛りに含まれているが、化粧積みの場合は、片面化粧又は両面化粧による区分とし、別途加算する。

10. 防 水

本規定は防水及びシーリングについて適用する。単価は市場単価によるが、合成高分子ルーフィング及び塗膜防水等については、物価資料の掲載価格又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価を決定する。

(1) アスファルト防水

- ① 防水は、種別、工法及び平面部分と立上り、立下り部分に区分して算出する。
- ② 防水層等の数量は、原則として躯体又は準躯体の設計寸法による面積とする。
- ③ 伸縮調整目地は、設計図書に図示された延長長さ(m)とし、成形伸縮目地材の品質ごとに区分する。
- ④ アスファルト防水市場単価には下記のものが含まれている。
 - A. 屋根保護防水密着工法及び絶縁工法の平面に用いる絶縁用シート。
 - B. 断熱工法は断熱材(標準厚50mm(札幌))。
 - C. 防水層の立上り、立下り面に用いるゴムアスファルト系シール材。
- ⑤ アスファルト防水材には下記のものが含まれていないので別途計上する。
 - A. 防水下地コンクリート面の防水入隅処理(モルタル)
 - B. 成形伸縮目地、成形緩衝材及び成形キャント材
 - C. ALCパネル、PC版等の継目処理

(2) シーリング

- ① シーリングは、サッシ、タイル等施工箇所ごとに材料種別、シーリング幅による延長長さ(m)を計上する。なお、被着体の組合せに留意すること。
- ② 建具等の開口部のシーリングについて計測するときは、設計図書の長さ、内法寸法に基づく周長を数量とする。

ただし、建具と水切間のシーリングは、原則として計測の対象としない。
- ③ 伸縮目地については設計図書の長さで計測・計算する。
- ④ シーリング市場単価には、下記のものが含まれている。
 - A. 補助材(バックアップ材及びボンドブレイカー等)

(2) その他の防水

- ① シート防水及び塗布防水層の数量は、平面及び立上り、立下り面が同一仕様のため区分しない。

11. 石

本規定は、床、壁等の仕上材としての天然石及びテラゾを使用する石工事に適用する。

(1) 数 量

- ① 石材による主仕上の計測・計算に当たっては、その主仕上の表面の寸法を設計寸

法とする面積から、建具類等開口部の内法寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.1㎡以下のときは、その主仕上の欠除は原則としてないものとする。

- ② 石材による幅木、笠木、水切、膳板、額縁、開口部抱き壁等の出隅小口磨き、ボーダー等の数量は、原則として高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さ又は箇所数による。

(2) 単 価

見積りにより単価を求める場合には、単価を①工場製作費(石材費、工場加工費)、②取付け、運搬費に区分する。また、取付費(雑材料を含む)については、歩掛りを考慮して行うこととする。

なお、見積もりには、アンカー金物は取付費に含まれているのが一般的であるが、アンカー受の縦筋、横筋及び張り付け用の砂、セメントは含まれない場合が多いので、見積りの単価を採用するときには注意する必要がある。

12. タ イ ル

本規定は、手張り工法について述べる。

(1) 一般事項

① タイル材は、生産、用途、きじの質、うわぐすり、肌あい、寸法及び形状別に区分して計上する。

② タイル張り下地の均しモルタルは、「左官」の下地モルタルとして取扱う。

③ 伸縮調整目地は、「防水」のシーリングとして取扱う。

④ PC版にタイルを先付けする場合の科目別は、タイルはタイル工事に、張り手間はPC版に計上する。

(2) 数 量

数量は設計数量(張付け面積)とし、平物タイルは㎡、役物タイルはmで算出する。

(3) 単 価

タイル張りの単価には、施工手間(洗い手間共)が含まれている。

なお、下地モルタルは、別途計上すること。

13. 木 工

本規定は、鉄筋コンクリート造、組積造などの内部木工の類に適用し、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」に規定する以外の高価な材料及びこれに伴う工法並びに枠組壁工法等、特殊な建築物の木工の場合は、専門工事業者から見積書の徴収等により価格を決定する。

(1) 数 量

- ① 木材の数量は、仕様に応じ、材種、等級、寸法別に材積(m³)を所要数量で計上する。
- ② 木材による間仕切下地は、原則として面積を数量とし、開口部の枠、額縁等の数量は、内法寸法による箇所数又は内法寸法に基づく周長を数量とする。
- ③ 木材について、材料としての所要数量を求める必要があるときは、表13-1による体積に乗率を乗じて算出する。なお、間仕切下地及び骨組下地・板地板類については、適切な統計値によることができる。
- ④ 断面寸法で設計図面記入数値は、通常挽立正寸とする。

表13-1

部 位	端数処理		体積の計算方法	乗率
	断面の辺の長さの計測	計算過程の体積		
間仕切下地	小数点以下第3位まで	小数点以下第4位	設計図書の断面積×設計寸法による長さをmに切り上げた長さ ^{※2}	1.05
骨組下地・下地板類			ひき立て寸法 ^{※1} による設計図書の断面積×(内法寸法による長さ×1.1)	
開口部の枠、額縁等			ひき立て寸法 ^{※1} による断面積×長さ	
幅木、廻縁、ポスター等				

※1: ひき立て寸法が表示されていないときは、設計図書(仕上がり寸法)の断面を囲む最小の長方形の辺の長さに削り代として、片面削りの場合は0.003mを、両面削りの場合は0.005mを加えた寸法をひき立て寸法とする。

※2: 長さの短いものなどについては、切り使いを考慮するものとする。(例えば、0.3mのものが3本ある場合は1.0mものを1本として計測する。)

(2) 単 価

- ① 施工費は、各部位ごとに設計数量を算出する。
- ② 単価表に記載してある板材とは、「厚さ3cm未満で巾は厚さの3倍以上のもの」とし、該当しないものは平割材となるため、角材単価を適用する。
- ③ 部位別施工費は、木材の価格は含まず、釘、補強金物を含む単価とする。
- ④ 押入の価格は、歩掛りの構成から、内部の床組及び棚部分を対象とし、壁の胴縁及び仕上材、敷居、鴨居は、別途算出して計上する。
- ⑤ 窓枠及び出入口枠単価は、代表的な寸法による歩掛りとしているが、一位代価等を作成する場合、枠材の周囲長さに比例するものとする。

14. 屋根板金

本規定は、一般的な金属板葺屋根に適用する。

(1) 数量

① 屋根材の計測に当たっては、軒先等までの設計寸法による面積から、天窗等の内法寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。ただし、開口部の面積が1か所当たり0.5㎡以下のときには、その主仕上の欠除はないものとする。

② 数量は、㎡、m、箇所で計上する。

(2) 単価

① 仕様、形状、工法等により区分する。

② 棟包、破風軒先包、水切り、雨押え等は、種別、規格、形状(見付、見込巾)別に区分する。

③ ルーフドレン単価は、取付手間を含む。

15. 金属

本規定において適用する製品は、金属製品が中心となるが、他の資材と複合されたものなども含む。

(1) 数量

① 金属の数量は、通常、㎡、m、箇所で計上する。

② インサート算出基準は、㎡当り 1.5個とする。(計算の結果、小数点1位は切上げし、整数区分とする。)最上階(庇を含む)については断熱インサートとする。

(2) 単価

マンホールふた、ますふた、溝ふた、床点検口、天井点検口単価は、取付手間を含む。

(3) 市場単価

① 単価の適用範囲

軽量鉄骨下地、開口補強等に適用する。

② 適用に当たっての留意事項

A. 軽量鉄骨天井開口部補強には、天井ボード切込み費が含まれているため、電気・機械設備工事を別途発注とする場合は、天井ボード切込み費を控除すること。

B. 天井のふところ高さは、内部1.5m未満、外部1.0m未満としているため、これを超える場合は、天井下地補強を加算する。また、屋内の大空間の天井等における耐震性を考慮した補強等は含まない。

C. 屋外の下地における風圧力に対する安全性を考慮した補強等は含まない。

16. 左 官

本規定は、コンクリート面直均し仕上げ及びモルタル塗り仕上げ等の通常の左官について適用し、単価は市場単価による。

(1) 市場単価

① 単価の適用範囲

建築構造物等のコンクリート面直均し仕上げ及びモルタル塗り仕上げ等に適用する。

② 単価の適用範囲外

- A. コテを用いない特別な工法や調合及び特殊な混和剤や骨材を使用する場合
- B. 複雑な形状やコテ模様を意匠的に用いる仕上げ等
- C. 改修工事における少量の補修等

③ 適用に当たっての留意事項

- A. 幅木モルタル塗り及び役物モルタル塗りには下地処置の費用が含まれている。
- B. 一般的な混和剤、目地棒、定規等の補助材を含む。
- C. 柱型モルタル塗り及びはり型モルタル塗りには、出隅等のコーナー成形処理費も含む。
- D. 場内小運搬(水平小運搬)を含む。

(2) 数 量

- ① 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、くつずり等の数量は、原則として設計寸法による高さ、幅又は糸幅ごとの延べ長さによる。
- ② タイル下地モルタル面積の算出は下記による。

下地モルタル面積＝一般タイル面積＋役物タイル面積

役物タイル面積＝役物タイル延m×タイル糸幅

- ③ 仕上げ別、工法、塗厚、塗下地別に区分する。
- ④ 内訳書寸法欄には、特記仕様書記載による塗厚を記入する。
- ⑤ 色セメント吹付、仕上塗材は、この項に記載する。

17. 木製建具

本規定は、通常の木製建具に適用する。また、木製建具の枠は、原則として「13. 木工」に含める。なお、ガラス及び塗装は「19. ガラス」、「20. 塗装」による。

(1) 数 量

- ① 内訳書には、種別、内法寸法、見込厚を記入する。
- ② 単価表に記載のない建具は面積比率により算出する。
- ③ 建具金物は、各建具ごとに計上する。

(2) 単 価

- ① 単価表記載の単価によりがたい場合は、物価資料の掲載価格又は専門工事業者の見積価格等による。
- ② 取付費には、建具金物の取付けと吊込み、障子、襖紙の張り手間、建具調整、養生、整理清掃費を含む。

18. 金属製建具

本規定は、アルミニウム合金製及び鋼製のドアとサッシに適用する。

(1) 数量

内訳書には、種別、内法寸法、枠巾寸法を記入する。

(2) 単価

- ① 鋼製建具には、既製品もあるが、ほとんどが注成品又は標準型(寸法及び金物を標準化したもの)であり、価格の採用については、物価資料の掲載価格又は専門工事業者の見積価格等による。

19. ガラス

本規定は、建具に取り付ける板ガラスに適用する。

(1) 数量

- ① 全面がガラスである建具類のガラスの数量は、材質、規格等ごとに、原則として建具類の内法寸法による面積とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が0.1mを超えるものがあるときは、その面積を差し引いた面積とする。

- ② 切断ロス(定寸のみ)及び施工中の破損についての歩掛上の割増率は、定寸の場合は18%、特寸の場合は、3%とする。

なお、複層ガラス及び倍強度ガラスについては割増しを行わない。

- ③ 内訳書には、種別、厚さ別、仕様別に記入する。

(2) 市場単価

① 単価の適用範囲

各種ガラス、ガラス止めに適用する。

② 適用にあたっての留意事項

A. ガラスの現場内小運搬及び養生は労務歩掛りに含まれているが、ガラスとめ材の取付けやガラス清掃については、別途計上する。

B. ガラス寸法の規格は定寸、特寸があり、それぞれの寸法は表19-1、表19-2のとおりである。

表19-1 定寸

厚(mm)	面積(m ²)	寸法(幅×長mm)	厚(mm)	面積(m ²)	寸法(幅×長mm)
2	0.74	1,219 × 610	5	2.22	1,829 × 1,219
3	2.04	1,676 × 1,219	6	4.44	2,438 × 1,829
4	2.22	1,829 × 1,219			

表19-2 特寸 <最大受注寸法>

記号	寸法(mm)	記号	寸法(mm)
FL 5	3,658 × 2,438	FL 15	4,572 × 2,438
FL 6	4,572 × 2,921		
FL 8・10	7,620 × 2,921	FW 6.8	2,438 × 1,829
FL 12・15・19	10,160 × 2,921	PW 6.8	3,048 × 2,438
F 6	2,438 × 1,829	PW 10	4,572 × 2,438
FL 5	3,658 × 2,438	GB PW	2,438 × 1,829
FL 6・8	4,572 × 2,921	FL 6	2,438 × 1,829
FL 10・12	6,096 × 2,921	FL 8・10・12	7,620 × 2,438

ガラスの記号

FL:フロート板 F:型板 P:磨板 SG:スリ板 PW:網入磨板 FW:網入型板 H.G.B:熱線吸収板の色(H:ブルー G:グレー B:ブロンズ) H.G.B PW:熱線吸収磨板 A:空気層

20. 塗 装

本節は、塗装について適用する。

塗装は、塗装自身の特性が多岐にわたることはもとより、仕様書などに塗装工程や付着量を指定することも多く、その仕様は種々ある。

なお、塗料材の選定にあたっては、シックハウス対策としての規制に留意すること。

(1) 数 量

- ① 塗装数量は、設計数量とし、主仕上の面積とする。ただし、細幅物は、主仕上の長さとする。なお、細幅物とは、幅木、額縁などで糸幅300mm程度以下のものをいう。
- ② 表面に凹凸がある場合等複雑な主仕上又は役物類等の塗装・吹付材による表面処理について計測・計算するときは、主仕上の表面の糸幅による面積又は糸幅ごとの延べ長さを数量とする。
- ③ 建具類又は鉄骨等の塗装材による表面処理について計測・計算するときは、適切な統計値によることができる。

(2) 市場単価

① 単価の適用範囲

錆止め塗り、素地ごしらえ、各種塗装塗り

② 適用にあたっての留意事項

- A. 仕様は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」の仕様(作業工程、塗り回数、塗料種別など)に準ずる。
- B. 下地が鉄鋼面又は亜鉛メッキ面の塗装は、素地ごしらえ及び錆止め塗料塗り(下塗り)単価は、加工工場又は金属建具単価等に含まれるため、主塗料塗り単価とする。
- C. 下地が木部、コンクリート、モルタル、ALCパネル面、押出成形セメント板、石膏ボード、無石綿セメント珪酸カルシウム板、その他のボード面などの塗装単価は下記のとおりとする。

素地ごしらえ単価＋主塗料塗り単価

D. 塗装の記号は、次による。

- ・SOP: 合成樹脂調合ペイント塗り
- ・CL: クリヤラッカー塗り
- ・NAD: アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り
- ・DP: 耐候性塗料塗り
- ・EP-G: つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り
- ・EP: 合成樹脂エマルジョンペイント塗り
- ・EP-T: 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り
- ・UC: ウレタン樹脂ワニス塗り
- ・OS: オイルステイン塗り
- ・WP: 木材保護塗料塗り
- ・マスチック塗材塗り
- ・WUP: 水性反応硬化形ウレタン樹脂塗装
- ・WUC: 水性反応硬化形ウレタン樹脂ワニス塗装
- ・WSV: 水性ステイン塗装

21. 内外装

本規定は、通常の内外装について適用する。なお、特殊な材料、特殊な工法については、専門メーカー又は専門工事業者の見積り及び物価資料掲載価格等を参考にして適宜決定する。内装単価は、市場単価による。

なお、内装材等の選定にあたっては、シックハウス対策としての規制に留意すること。

(1) 数量

- ① ボード張り等の底目地、継目処理工法による目地等は、ボード張り等の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。
- ② 完成時の清掃および樹脂ワックス掛けは、直接仮設の整理清掃後片付けに含む。
- ③ 天井せっこうボード張り等の歩掛りは、照明器具を直付けとした場合で設定しているので、照明器具が天井に埋め込まれる場合は、金属工事の「軽量鉄骨天井開口部補強」において、「ボード切込み共」の単価を計上する。
- ④ 壁紙張りは、壁紙素地ごしらえを加算する。
壁紙1㎡の所要数量1.05㎡は、無柄及び小柄の場合であり、5cm以上の柄の場合には、柄の大きさに伴った材料数量の割増しを考慮する。
- ⑤ 断熱材は床、壁、天井に区分し、敷込み、打込み、後張、厚さの種別ごとに区分し算出する。断熱材の設計寸法は、躯体又は準躯体の設計寸法又は図示の寸法とする。
- ⑥ 内訳書の記載においては、材料の種類、厚さ、工法及び仕上部位等の区分を明確に表示する。
- ⑦ ビニール床シート、カーペット等の数量は、設計寸法による面積とする。
なお、畳については枚数とする。

(2) 市場単価

- ① 単価の適用範囲
床ビニルタイル、ビニルシート、タイルカーペット張り、壁、天井のせっこうボード張り、けい酸カルシューム版張り、天井のロックウール吸音板張りに適用する。
- ② 適用にあたっての留意事項
継目処理は、別途計上する。

22. 仕上ユニット

本節は、工場で製作されたユニット製品及び、工場製品を現場において組立て、表面処理を行うものについて適用する。

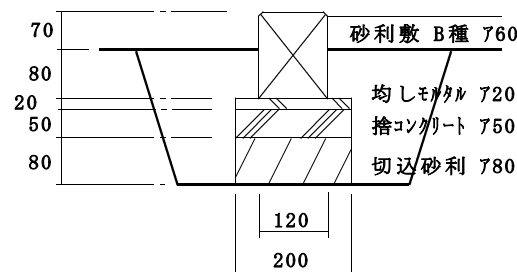
(1) 製品価格

仕上ユニットは、一般的に設置される汎用品と工事ごとに製作されるユニットに区別でき、前者は物価資料又は製造所の価格に、後者は専門工事業者の見積価格等により決定する。

(2) 数量

- ① 仕上げユニットの項目数量は、仕様、形状を摘要欄に明記し、箇所、台等で表示する。
- ② 名称、品種及び規格、寸法ごとに個、箇所、本、m、㎡等に区分して計上する。

(3) 軒下砂利用縁石標準作工図



23. とりこわし

本規定は、圧碎機又は一部圧碎機と大型ブレーカ併用による建物のとりこわしに適用する。

(1) 共通事項

- ① 一定規模以上の建築物のとりこわし（解体）工事等に伴い廃棄される、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材は、再資源化が義務付けされているため、分別解体を基本とする。
- ② 内外装材（下地を含む）、建具、仕上げユニット、設備機器（電気設備、機械設備）等は、躯体とりこわし（解体）に先行して、人力による分別解体を基本とする。
- ③ アスベスト含有建材がある場合は、関係法令に基づき適切に分別解体を行う。

(2) 一般事項

① 仮設計画

仮設計画は、敷地の状況、施工性、経済性等を検討のうえ、必要となる安全の確保及び災害防止に考慮する。

A. 内装材等のとりこわし用として、階高に応じた内部足場を考慮する。

B. 外部足場は、原則として枠組足場又は単管一本足場とし、防音養生及び飛散防止のためシート等を建物周囲等に設置する。

C. 防音養生は、防音パネル又は防音シート程度とし、存置期間は外部足場に準じる。

② 躯体とりこわし

- A. コンクリートのとりこわしは、地上部分、地下部分及び基礎部分に区分する。
地下部分及び基礎部分のとりこわしのための根切りは、とりこわし歩掛りに含まれている。ただし、とりこわし後の整地費用は、別途計上する。
- B. 地上部分のとりこわしについては、とりこわし機械を地盤面に設置する場合を標準とし、建物高さが25mを超える場合は、屋上にとりこわし機械を設置するものとする。
- C. 地上、地下及び基礎部分のコンクリート類とりこわしのベースマシンは、バックホウ(0.8m³)を標準とする。
ただし、建物高さが25mを超える場合又は敷地に余裕のない場合は、バックホウ(0.45m³)とする。なお、この場合は吊り上げ用トラッククレーンを別途考慮する。
- D. 基礎部分のとりこわしは、コンクリート圧砕機及び大型ブレイカ併用により施工する部分とコンクリート圧砕機のみで施工する部分の、施工数量の比率がそれぞれ50%を標準とする。
なお、この比率が大きく異なる場合は各々の施工数量の比率で補正すること。
併用施工の使用区分は、主に基礎部の大断面部分、耐圧版等を対象とし、コンクリート圧砕機のみは、基礎梁、小断面の基礎及び地中梁等を対象としている。
- E. 鉄筋切断費は、コンクリート1m³当たりの切断費で、鉄筋コンクリートとりこわし費用に加算する。

③ 内外装材

- A. ビニール床タイルなどの内装材及び断熱材とりこわしは、人力による先行撤去を標準とし、コンクリート類とは分別解体とする。
歩掛りには、集積は含まれているが、積込みは別途計上する。
- B. タイル、モルタル等の内外装仕上げ材は、通常、躯体と同時に解体されるため、これらのとりこわしは躯体解体に含まれる。
ただし、発生材の運搬費、処分費は別途計上すること。

④ 運搬費

- A. とりこわし材の運搬は、ダンプトラック10t車を標準とする。とりこわし発生材運搬単価におけるDID地区は、3. 土工 (8)に準じる。
- B. とりこわし機械の運搬は、とりこわし用2台、集積積込み用1台の合計3台を基本とし、往復1回を標準とする。(木造のとりこわしの場合は、とりこわし・集積積込み兼用1台を標準とする。)

(3) 数量及び費用区分

- ① とりこわし数量は、原則として積上げにより積算する。ただし、積上げによる積算が困難な場合や積算に必要な図面等が存在しない場合は、概数等によることができる。
- ② 鉄骨鉄筋コンクリート造(柱、大梁等)のとりこわしのコンクリート数量は、価格のなかで考慮しているので鉄骨数量を差引く必要はない。ただし、集積積込み及び処分に対しての数量は、鉄骨数量の控除として、躯体断面の95%とする。
- ③ コンクリートとりこわし数量は各部分別にm³単位で内訳書に計上する。
- ④ 内装材とりこわしは面積で算出し、積込み数量はm³で計上する。
- ⑤ 建具類及び設備機器は箇所数で算出し計上する。
- ⑥ コンクリート類集積積込み、内装材集積積込み及び発生材処分は、とりこわし数量

と同一数量とする

(鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリートは①による。)

- ⑦ 集積積込み及び発生材処分(運搬費及び処分料)費については、原則「概数」とする。

(4) 発生材の処分

- ① 発生材を場外搬出する場合は、設計事前調査時において各市町村担当課及び産業廃棄物処理業者、再資源化施設と打合せのうえ、捨場所、処理方法、捨場所までの運搬距離を調査する。

捨場料金は、地方単価(地方単価がない場合は見積り等)による料金と運搬費を勘案した比較表を作成して決定する。

- ② とりこわし工事により生じた発生材のうち、有価物として価値のあるものは、公有財産管理者が物品へ編入することから、施設管理者に引き渡すことを原則とし、場内集積まで計上する。

ただし、やむを得ない場合は、当該有価物の売却代金を工事費から控除し、工事受注者に処分させることができる。「とりこわし工事等に伴う発生材(有価物)の取扱い」による。(H17.1.28、H20.3.19決定)

- ③ 建設副産物のうち、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルトコンクリートは、原則、工事現場からの搬出距離に関わらず再資源化を図る。

(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)

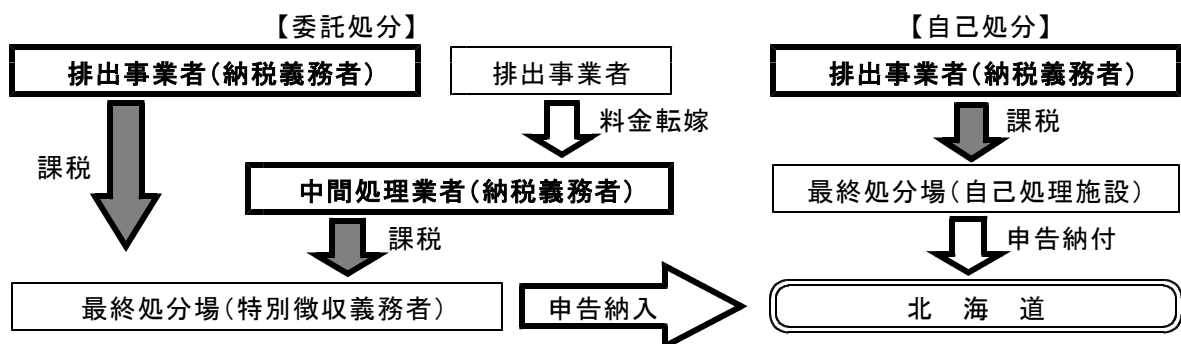
- ④ 建設廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理する。

24. 運搬費

- (1) 仮設資材、建設発生土、鉄骨、とりこわし発生材、重機械は、運搬費を計上する。その他、一般資材は現場着価格とする。(現場内運搬は複合単価に含まれる。)
- (2) 運搬距離は、対象施設等から建設地までの距離を基準とする。
- (3) 車種の選択は、各工事の基準による。
- (4) 標準単価表にない運搬距離については、必要に応じて単価を補正する。
- (5) フェリー代(離島工事の場合)の加算は、重機械、杭、鉄骨を原則とする。

25. 循環税相当額

産業廃棄物を道内の最終処分場に搬入する場合は、北海道循環資源利用促進税(以下、「循環税」という。)が排出事業者又は中間処理業者に課税されるため、発注者は、循環税相当額を計上すること。



(1) 循環税相当額の計上方法

- ① 循環税相当額は、直接工事費に計上すること。
- ② 循環税相当額は、共通費の対象としない。
- ③ 循環税相当額は、消費税の対象とする。

(2) 循環税相当額の算定方法

- ① 最終処分場に搬入する場合は、産業廃棄物の重量に税率を乗じて算定する。

$$\text{循環税相当額(円)} = \text{重量(t)} \times \text{税率(円/t)}$$

- ② 中間処理施設に搬入する場合は、産業廃棄物の重量に処理料金(循環税相当額を含む)を乗じて算定し、備考に「循環税相当額を含む」と記載すること。

$$\text{処理料金(円)} = \text{重量(t)} \times \text{処理料金(円/t)}$$

(3) 税率

税率は、産業廃棄物の重量1t当たりの金額とし、北海道循環資源利用促進税条例による。

(4) 数量

産業廃棄物の数量(重量)は、設計数量とする。ただし、積上げによる積算が困難な場合は概数とすることができる。

数量の単位は原則として「t」とし、端数処理は「1. 一般事項」の定めによる。

第2章 電気設備工事

1. 一般事項

1) 本章は、北海道建設部が所掌する電気設備工事の予定価格のもととなる工事内訳書に計上する単価、数量の作成及び積算に適用する。

この章に定めのないものについては、以下の基準等による。

- ・「公共建築工事標準単価積算基準」
- ・「公共建築数量積算基準」
- ・「公共建築設備数量積算基準」
- ・「公共建築工事積算基準等資料」

2) 本章において数量とは、原則として設計数量をいう。

ただし、計画数量又は所要数量を必要とする場合は本要領に示す方法に基づいて計算する。

- (1) 設計数量：設計寸法又は図示の寸法に基づく計算数量及び設計図書に表示された台数、個数、組数等をいう。
- (2) 所要数量：市場寸法による切り無駄、施工上のやむを得ない損耗及び配管配線の迂回、弛み、つなぎしろなどを含む予測数量をいう。
- (3) 計画数量：施工計画に基づく数量をいう。

3) 単価、数量の端数処理等は、原則として次による。

(1) 単 価

「北海道建設部営繕工事設計単価策定要領」による。

(2) 数 量

端数処理は、四捨五入とする。

原則として、設計内訳書に記載する数量は、小数点以下第1位とする。

ただし、100以上の場合は整数とする。

なお、少数点以下第2位を四捨五入して数量が0となる場合は、小数点以下第2位までとすることができる。

(3) 単 位

計測寸法の単位はmとし、小数点以下第2位とする。また、計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、設計図書から得られる電子データの小数点以下第2位以下の数値については、その数値を活用し、端数処理を行わなくてよい。

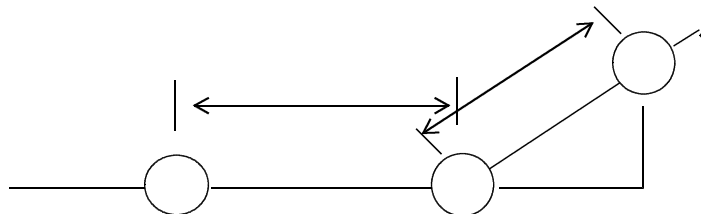
長さ、面積、体積及び質量の単位はそれぞれ、m、m²、m³、kg及びtとする。

ただし、少量の場合には、単位を変更することができる。

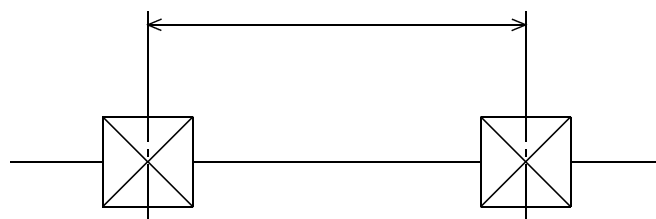
4) 設計図面上の寸法(長さ)の測り方

配管配線の平面図上における端末の起点の位置は次を基準とする。

(1) 位置ボックス相互間は、各位置ボックスの中心とする。

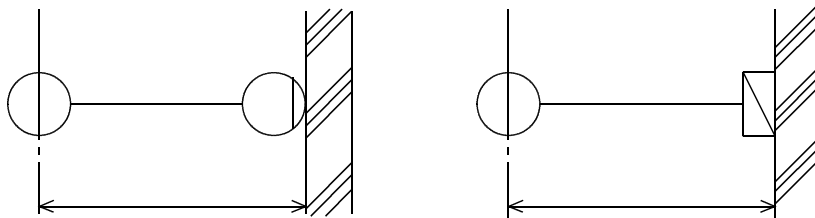


(2) プルボックス相互間は、各プルボックスの中心とする。

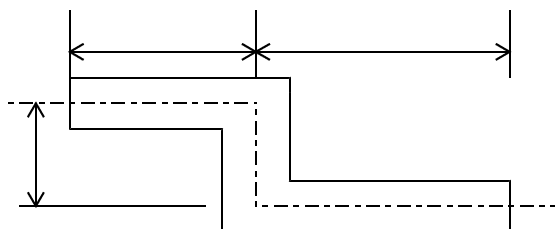


(3) 分電盤・制御盤・端子盤類の起点は、図上の中心の壁面とする。

(4) 壁面に取り付く位置ボックスは壁面に接する中心とする。



(5) ケーブルラック、床ピットダクト内の配線は、中心線上における長さとする。



5) 試験調整費

試験調整費は原則として受変電設備、自家発電設備、火災報知設備について計上する。ただし、特殊設備についてはこの限りではない。

6) 撤 去 費

撤去費の歩掛りは下記による。ただし、撤去して再使用しない場合には、撤去工事を別途計上し、財産取扱いに不都合のないように留意する。

(1) 撤去工事等の歩掛

- ① 再使用するための撤去又は発生材として返納する場合は、別表による。
- ② 再使用品の取付けは、別表による。

細 目	名 称	単 位	労務歩掛りに対する乗率	
			再 使 用	再使用しない
撤去工事費	電線、ケーブル	m	0.4	0.2
	電線管	"	※(1)0.4	※(1)0.2
	照明器具	"	0.4	0.3
	配線器具	個	0.4	0.3
	分電盤、端子盤	面	0.4	0.2
	通信用器具	個	0.4	0.3
	電 柱	本	0.6	0.3
	架 線	m	0.4	0.2
	地中ケーブル	m	0.6	0.3
	コンクリートラフ	m		
	変電機器	基	0.5	0.3

- 注：1. 新設歩掛りに本表の率を乗じた値とする。
 2. 材料の整理運搬に要した普通作業員は、別途計上する。
 3. ※(1)コンクリート埋設のものは、除く。
 4. 現場の状況、分解手間によっては、本表の乗率を増減できる。

7) 運 搬 費

- (1) 一般的な材料については現場着価格とし現場内運搬は複合単価に含まれる。
- (2) 上記以上の場合については実情に応じて計上する。
- (3) フェリー代は別途計上する。

$$\boxed{(\text{運搬延台数}) \times (\text{往復単価})}$$

8) 搬 入 費

- (1) 適用範囲：トラッククレーン等を使用して、機器を現場敷地内の置場から、設置場所まで運び入れ又は基礎上に仮据付けを行う費用とし単独の機器の重量が100kg以上の受変電、自家発電機器とする。

9) とりこわし

第1章建築工事23.とりこわしの項に準じる。

- (1) 事前措置、分別解体については建築物解体工事共通仕様書(平成24年度版)による。
- (2) 有価物の扱いについては「とりこわし工事等に伴う発生材(有価物)の取り扱い」による。

2. 直接仮設

直接仮設は改修工事又は合併工事等で直接仮設工事が必要な場合に計上する。
積算基準は建築工事に準ずる。

3. 直接工事費

1) 工事内訳書は「公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(1)電気設備工事内訳書標準書式」による。

4. 各工事種目における留意事項

1) 電灯設備

(1) 電灯幹線

配管配線の算定基準は次による

① 引上げ、立上がり寸法

A. 自立型盤類は床上1mとする。

B. 壁掛け型は床上1.5mとする。

C. 各階別の立上がり寸法は、中間階プルボックスの有無に変わらず、階高寸法とし、両端末の階は所要長さとする。

② 数量計算書の区分

A. 幹線系統、分電盤別に区分する。

B. 階別における数量は計算過程において検討できるよう明示すること。

(2) 電灯分岐・コンセント分岐

分電盤以降の負荷側は、次の算定要領による。

① 配管配線の立ち上り、引き下げ寸法

A. 分電盤より電灯の第1位置ボックスに至る立ち上り寸法は、分電盤の取付け位置が分電盤の上端で1.9mまでは、
立ち上り寸法 = 階高(3.5m) - 1.5m(盤センター) = 2.0mとする。

B. タンブラスイッチの引き下げ寸法

= 階高(3.5m) - 1.15m = 2.35mとする。

C. ブラケット類の引き下げ寸法 = (3.5m) - 2.5m = 1.0mとする。

D. コンセントの立ち上り寸法取付位置が床仕上げ面0.5mの場合スラブ厚(150mm)を考慮して0.6mとする。

E. コンセント取付け位置が床仕上げ面1.0mに対する引き下げ寸法は階高(3.5m) - 1.0m = 2.0mとする。

F. 配管施工が床埋め込みから立ち上がる場合の寸法は、取付器具の位置が床上1.0m以上の場合はスラブ厚は加算する必要はない。

② 数量計算書の区分

A. 分電盤負荷は回路番号、符号別に区分する。

- B. 回路別には配管・配線・ボックス・器具・その他を含む。
- C. 配管・配線の数量は図面上の平面部分と立ち上げ、引き下げ部分とに区分する。
- D. 同一階に分電盤が2面以上ある場合は分電盤毎に区分する。
- E. 工事材料、機器類は、すべて各階別に区分した集計表を作成する。

③ ボックス類

位置ボックス、ジャンクションボックスは配管状況による使用区分別に従い計上することを原則とする。

(3) 配線器具

- ① タンブラスイッチは、その取付位置において組み合わされた複合数(配線・プレート共)を単位として区分計上する。
- ② コンセントは、容量、極数、形状別に複合数(配線・プレート共)を単位として区分別計上する。

(4) 照明器具

- ① 照明器具は図面に示された型別に区分計上する。
- ② 数量は回路別とその他の算出方法をもって階別に計上する。

2) 動力設備

(1) 動力幹線

電灯設備に準ずる。

(2) 動力分岐

制御盤以降負荷側は、次の算定要領による。

① 配管配線の立上がり、引下げ寸法

- A. 制御盤より動力負荷に至る立上がり寸法は、配管が床埋込の場合は、負荷側がポンプ調和機類は0.5mとする。
- B. 負荷の取付け位置が前記以外の場合は、それに適合した立上がり寸法とする。
- C. 露出配管の場合は、施工が壁面、梁巻、天井等によって機器との関係位置から引下げ、立上がり寸法を決定する。

② 数量計算書の区分

- A. 制御盤1面毎にその負荷側の回路別に区分する。
- B. 回路別には配管配線ボックスその他を含む。
- C. 配管配線の数量は図面上の平面部分と立上がり、引下げ部分とを区分する。
- D. 同一階に制御盤が2面以上ある場合は、制御盤毎に区分する。
- E. 工事中材料、機器類は、すべて各階別に区分した集計表を作成する。

③ 制御盤その他

- A. 制御盤は記号別又は自立型、壁掛型、キュービクルの別、負荷容量(kw)を記入する。

- B. 手元開閉器の露出取付けの場合は、その裏ボックスの有無を確認し計上する。
- C. 液面制御用電極棒は、極数、材質等を記入する。

3) 電熱設備

(1) 電熱幹線

電灯設備または動力設備に準ずる。

(2) 電熱分岐

電灯設備または動力設備に準ずる。

4) 雷保護設備

配管配線は電灯設備に準ずる。

5) 受変電設備

(1) 高低圧配電盤等は、形式、構造、規格別により区分する。

(2) 監視制御盤、継電器盤類は、形式、規格別等により区分する。

(3) 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別に区分する。

(4) 開放形の場合は下記による。(既設改修のみ)

① 交流遮断器は、種別、規格別により区分する。

② 高圧進相コンデンサ等は、規格、容量別により区分する。

③ 断路器は、極数、容量、操作方式別により区分する。

④ 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別により区分する。

⑤ 各機器類に対応する付属品類を計上する。

⑥ 接地母線、分岐線はA種、B種、D種、C種等の接地工事の種類により区分する。

⑦ フレームパイプは平面図及び透視図により長さ別に区分し計上する。

⑧ 機器取付金物、保護金網等は、配管配線工事の当該事項による。

(5) 電線、ケーブル類、保護材料等は、配管配線工事の当該事項による。

制御用ケーブル等は、前項によるほか、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。

(6) バスダクトは、構造、規格、容量別に所要長さを計上し、付属品はエルボ、テイ、エンドクローザ等に区分する。

(7) 本受電後の電力基本料金については、設計図書の特記に基づき積み上げ計上すること。

6) 静止形電源設備

(1) 直流電源設備

受変電設備に準ずる。

- (2) 交流無停電電源設備
受変電設備に準ずる。

7) 発電設備

- (1) 交流発電機、原動機は、形式、構造、性能、容量等により区分する。
(2) 配電盤等は、受変電設備に準ずる。
(3) 燃料槽、減圧水槽等は、材質、容量別に計上する。
(4) その他の機器類は、受変電設備当該事項による。
(5) 燃料油、冷却水、排気用配管等は、系統別、管種別、寸法別に区分する。
(6) その他の工事材料については、受変電設備に準ずる。

8) 構内情報通信網設備

配管配線は電灯設備に準ずる。

9) 構内交換設備

構内交換設備数量の計測、計算は、原則として次による。

(1) 機器類

- ① 交換機は、形式、構造、容量等により区分する。
② 局線中継台は、形式、構造等により区分する。
③ 本配線盤類は、形式、構造、容量等により区分する。
④ 電源装置は、形式、構造、定格、容量等により区分する。

電話設備数量の計測、計算は原則として次による。

(2) 配管配線

- ① 幹線配線、分岐配線別に区分する。
② 各階端子盤ごとに区分する。なお、同一階に端子盤が2面以上ある場合は、各端子盤ごとに区分する。
③ 配管の立上がり寸法は「床上＋取付高さ」とし、配管の取下げ寸法は、「天井－取付高さ」とする。
④ 引出口から電話機取付位置迄の配線(TIVF等)を加算する。

(3) ボックス類

- ① 壁付ボックス、フロアボックス別に区分する。
② フロアプレートは、設計図書に従い、水平高低調節カバー付として計上する。
③ ワイヤプロテクタを必要とする場合は、別途計上する。
④ 電線、ケーブル、保護材料等は、配管配線工事の当該事項による。
⑤ 電話機は、形式、色別に区分する。
⑥ その他の機器類については、上記当該事項による。

(4) 端子盤類

端子盤は、記号、形式、構造、容量別並びに階別に区分し集計表を作成する。

(5) その他

その他の機材については、階別に区分し集計表を作成する。

10) 情報表示設備

機器類・配管配線とも構内交換設備に準ずる。

11) 映像音響設備

機器類・配管配線とも構内交換設備に準ずる。

12) 拡声設備

配管配線は電灯設備に準ずる。

13) 誘導支援設備

配管配線は電灯設備に準ずる。

14) テレビ共同受信設備

機器類・配管配線とも構内交換設備に準ずる。

15) 火災報知設備

(1) 自動火災報知

火災報知設備数量の計測、計算は、原則として次による。

① 配管配線

構内交換設備に準ずる。

② プレート

スポット型感知器、煙感知器等を実装する個所には、原則としてプレートは見込まない。

③ 機器類

A. 機器類は、設計図書に示された形式、記号別に区分する。

B. 数量は、階別に区分し集計表を作成する。

④ その他

その他の機材は、階別に区分し、集計表を作成する。

(2) 自動閉鎖

自動閉鎖設備の数量の計測、計算は、原則として自動火災報知に準ずる。

(3) ガス漏れ警報

ガス漏れ警報設備の数量の計測、計算は、原則として自動火災報知に準ずる。

16) 中央監視設備

火災報知設備に準ずる。

17) 防災入退室管理設備

火災報知設備に準ずる。

18) 構内配電線路

(1) 架空配線

- ① 柱は設置単位ごとに電柱、支柱、支線、柱上変圧器、気中開閉器、装柱材料等を計上する。
 - A. 電柱、支柱、支線柱は、種別、規格、寸法別に区分する。
 - B. 装柱材料等は、種別、規格、寸法別に区分する。
 - C. 支線は、規格、寸法別に区分し個所数を計上する。
- ② 架空電線、引込線は規格、寸法別に区分し、代価表を作成し一式計上する。
- ③ 高圧引下線、低圧引下線、通信引下線は、規格、寸法別に区分する。

(2) 地中配線

- ① 地中ケーブルの保護材料は、種別、規格、寸法別に区分する。
- ② マンホール、ハンドホールは、記号、寸法別に区分する。
- ③ 暗きよ内に布設するケーブルラック等は、1. 一般事項による。
- ④ 管路等布設のための根切りは、土工事に準ずるものとし、深さは、設計図書による。

(3) 土工事

(1) 土の処理の計測、計算の通則

- ① 根切り、埋戻し、残土処分などの計測、計算は計画数量とする。
- ② 計測は原則として設計地盤を基準線とする。ただし、現地盤(敷地の平均高さ)が設計地盤と異なる場合は、現地盤を基準線とすることができる。
- ③ 土の掘削による土砂量の増加又は締固めなどによる土砂量の減少はないものとみなす。
- ④ 使用機械等は、「第3章機械設備工事 6. 土工事」を参照のこと。

19) 構内通信線路

構内配電線路に準ずる。

20) テレビ電波障害防除

構内配電線路に準ずる。

第3章 機械設備工事

1. 一般事項

1)本章は、北海道建設部が所掌する機械設備工事の予定価格のもととなる工事内訳書に計上する単価、数量の作成及び積算に適用する。

この章に定めのないものについては、以下の基準等による。

- ・「公共建築工事標準単価積算基準」
- ・「公共建築数量積算基準」
- ・「公共建築設備数量積算基準」
- ・「公共建築工事積算基準等資料」

2)本章において数量とは、原則として設計数量をいう。

ただし、計画数量又は所要数量を必要とする場合は本要領に示す方法に基づいて計算する。

- (1) 設計数量：設計寸法又は図示の寸法に基づく計算数量及び設計図書に表示された台数、個数、組数等をいう。
- (2) 所要数量：市場寸法による切り無駄、施工上のやむを得ない損耗を含む予測数量をいう。
- (3) 計画数量：施工計画に基づく数量をいう。

3)単価、数量の端数処理等は、原則として次による。

(1) 単 価

「北海道建設部営繕工事設計単価策定要領」による。

(2) 数 量

端数処理は、四捨五入とする。

原則として、設計内訳書に記載する数量は、小数点以下第1位とする。

ただし、100以上の場合は整数とする。

なお、少数点以下第2位を四捨五入して数量が0となる場合は、小数点以下第2位までとすることができる。

(3) 単 位

計測寸法の単位はmとし、小数点以下第2位とする。また、計算過程においても小数点以下第2位とすることができる。なお、設計図書から得られる電子データの小数点以下第2位以下の数値については、その数値を活用し、端数処理を行わなくてよい。

長さ、面積、体積及び質量の単位はそれぞれ、m、m²、m³、kg及びtとする。

ただし、少量の場合には、単位を変更することができる。

4)設計図面上の寸法(長さ)の測り方

(1) 配管の区分

内訳書に記載するときは、工事種目別、用途別、管種別、施工場所別及び呼び径別とする。

(2) 計算書で計測計算するときの区分は次による。

- ① (1)による区分のほか、系統別、保温種別、塗装種別に区分する。
- ② 配管の保温、塗装、根切り、埋戻しなどの数量は、配管の設計数量を基準とするため、配管数量計算書との対応を計る。

(3) 配管数量の計測・計算法

原則的な計測要領は次による。

- ① 計測するときは、前記の区分による。
 - ② 設計図の縮尺とスケールの縮尺とが同一であることを確認し、流体の流れの方向に測定して、正確な設計数量を読み取る。
 - ③ 計算用紙に記入するときは、読み取った数量を所定場所に逐一並べて記入し、なるべく暗算をさけ、計測過程がチェックできるようにする。
 - ④ 図面上、計測済みの部分は、配管線上を色鉛筆で着色し、拾い落としや二重拾いを防止する。
 - ⑤ 数量の単位が、計測時の単位と異なる場合は、集計値を換算する。
 - ⑥ 計測が終了後、区分ごとに集計し、必要に応じて各階別、系統別の集計表を作成する。
- (4) 配管の継手、接合材、支持金物などは配管の複合価格に含まれているので計測の対象としない。ただし、特殊な継手(防振継手、伸縮管継手)、特殊な支持架台等は、個別に計測し、数量を内訳書に記載するときは一式とする。

2. 直接仮設

直接仮設は改修工事又は合併工事等で直接仮設工事が必要な場合に計上する。積算基準は建築工事に準ずる。

3. 給排水衛生設備の配管

1) 給水管

- (1) 土中埋設管の埋設深さは、設計図書による。
- (2) 水道本管引込み工事の数量積算は、水道事業者で定められた方式による。
ただし、数量を内訳書に記載するときは一式とする。
- (3) 給水の減圧弁装置は、減圧弁の呼び径別に区分し、組数を計上する。なお、この装置には減圧弁の他仕切弁、玉形弁、ストレーナ、安全弁、圧力計、配管等が組単価に含まれるため、これらは数量の計測の対象としない。

2) 排水管

- (1) 給水管の1)に準ずるほかは次による。

① 屋外排水管の算出は柵ごとに柵中心線の距離数を計測したものを計上する。

3) 給湯管、消火及びガス管

(1) 前記給水管及び排水管の当該事項に準ずる。

(2) 都市ガス設備の数量積算は、原則としてガス会社に依頼するものとするが、本積算要領により数量の確認を行う。

4. 空気調和設備の配管

1) 水配管

(1) 機械廻りの水配管については、設計図書に示された配管要領図に基づいて数量を計測する。

(2) 三方弁装置などの特殊弁装置の配管は、主管を除き複合単価に含むため計測の対象としない。

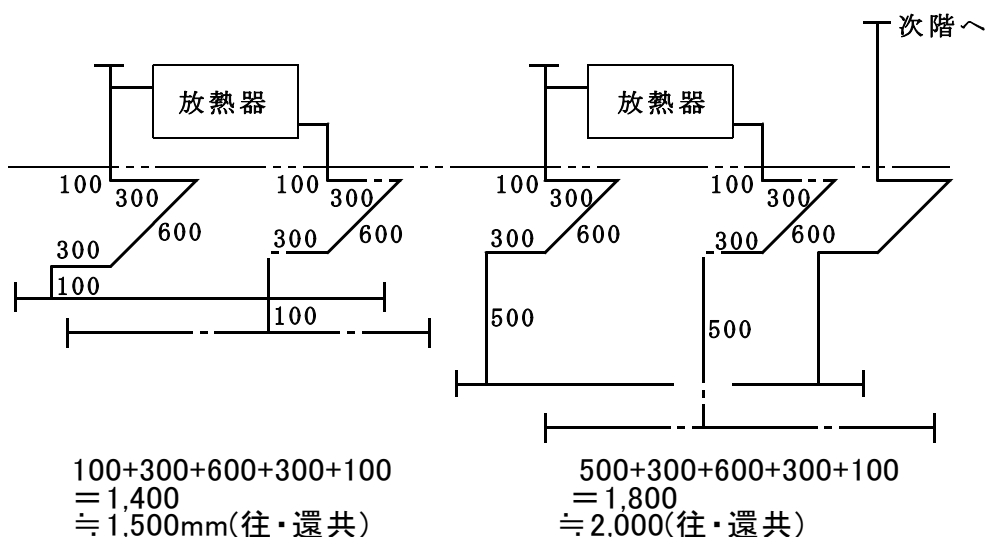
2) 蒸気管、冷温水管

ファンコイルユニット及び放熱器廻りの配管及び立上り立下りなどの分岐配管の数量は、下記に示す配管要領図に基づいて計算する。

3) 放熱器等配管数量標準

(1) 各階天井内配管

(2) ピット内配管



(注) 1) 立上り管から複数台の分岐接続する場合は、上記により積算するが、1台のときは共通仕様書標準図に基づき積算する。

2) 床上は放熱器型式等により異なるので別途加算する。

4) 蒸気及び冷温水管の配管要領

室内露出の蒸気及び冷温水配管については、建築構造の梁の形状及びカーテンボックスの有無とファンコイルユニット又は放熱器の壁面間隔を考慮して数量を計測する。

5) 油配管

水配管の当該事項に準ずる。

5. 衛生器具廻り配管数量標準

1) 給水管

衛生器具に接続する立上り又は立下り給水管の長さは、器具取付高さに基づいて計算する。

器具名称	取付高	備考
小便器(壁掛け、壁掛けストール)	0.53 m	床面より前縁上端までの高さ
洗面器	0.72 m	〃
手洗器	0.76 m	〃
流し	0.82 m	〃
水飲み器	0.76 m	〃
洗浄用ハイタンク(自動)	2.00 m	〃
〃 (手動)	1.80 m	床面よりタンク下端までの高さ
洗浄用ロータンクすみ付(和風大便器)	0.50 m	〃
〃 (洋風大便器)	0.55 m	〃
水洗(流し、床洗い場)	0.30 m	流し床及び洗い場床面吐水口まで
〃 (浴槽、手洗い器)	0.15 m	浴槽縁及び前縁上端より吐水口まで

6. 土工事

根切りの方法は、一般的には根切り量により、人力施工の場合と機械施工の場合とに区分され、積込みまでの作業を含む。

人力及び機械施工の区分は、根切り作業場所、根切り量、地質等の条件を検討のうえ決定し、機械施工の根切りはバックホウを標準とする。また、機械施工におけるバケット容量の選択は作業環境及び掘削土量等を考慮して決定する。

標準機種における一般的なバックホウの最大掘削深さを以下に示す。

バックホウの最大掘削深さ

標準バケット容量 m ³	最大掘削深さ m
0.13	2
0.28	3
0.45	4

次に、埋設配管、樹類、地下埋設物などの根切り、埋戻し、残土処分、砂利地業等の土の処理について定める。

1) 土の処理の計測・計算

- (1) 根切り、埋戻し、残土処分等の計測計算は、計画数量とする。
- (2) 計測は、原則として設計地盤を基準線とする。ただし、現地盤(敷地の平均高さ)が設計地盤と異なる場合は、現地盤を基準線とすることができる。
- (3) 土の掘削による土砂量の増加又は締固め等による土砂量の減少はないものとみなす。

2) 土の掘削、排除の計測・計算

(1) 根切り

公共建築工事積算基準等資料による。

(2) 埋戻し

埋戻し数量は、根切り数量から基準線以下の埋設管又は地下構築物の体積及び山砂、砂利地業、捨てコンクリートの体積を減じた数量とする。

(3) 残土処分

残土処分の数量は、根切り数量から埋戻し数量を減じたものとする。

管類の呼び径が200φ以下については、根切り量すべてを埋戻すものとして、残土は計上しないものとする。

(4) 砂利地業

砂利地業の数量は図示による面積にその厚さを乗じた体積とする。

ただし、基礎部で図示されない場合は、外面に0.1mを加えて計算した面積とする。

(5) 土工機械の運搬費

掘削と埋め戻し及び盛土のように、土工機械が同じ機種であっても施工時期が違う場合、別々に計上する。(地下オイルタンクは、特に留意する)

7. 天蓋フードの積算について

天蓋フードの積算については、天蓋フードの全表面積を計算し、それに天蓋フードm²当たりの単価を乗じて算出する。

8. 保温工事

- 1) 保温工事の数量を内訳書に記載するときは、工事種目又は、科目別に計上する。
- 2) 保温工事の計測・計算の区分は、仕様書の施工区分、施工種別に従って行う。

9. 塗装及び防錆工事

- 1) 塗装及び防錆工事の数量を内訳書に記載するときは、工事種目又は科目別に計上する。
- 2) 塗装及び防錆工事の数量は、設計図書で定められた塗装箇所の塗料の種目及び塗り回数区分によって計測・計算を行う。

10. はつり工事

- 1) 新設工事での配管工事のはつりは、配管労務費に対し率で計上するため、通常は計測の対象としない。ただし、改修工事等においては、2) 以下による。
- 2) はつり工事の数量を内訳書に記載するときは、工事種目又は科目別に計上する。
- 3) 施工区分に注意し、設計図又は仕様書に特記ある部分に限り、口径又は断面積、コンクリートの厚さ別に区分する。
- 4) ダイヤモンドカッターではつり工事を行う場合は、壁と床、コンクリートの厚さ、口径別に区分する。

11. スリーブ箱入れ

- 1) 配管スリーブは、配管工事費に対し率で計上するため通常は計測しないが、個別に算出する場合は、施工区分に注意しスリーブ材質別に区分する。
- 2) 数量を内訳書に記載する場合は、工事種目又は科目別に計上する。

12. 撤去工事

- 1) 撤去工事の数量を内訳書に記載するときは次による。
- 2) 撤去後、再使用する機器、配管類、ダクト等は新設工事に準じて設計数量を記入し、備考欄には再使用と記載する。
- 3) 撤去機材の数量計測は、新設工事に準ずる。

13. とりこわし

第1章建築工事23. とりこわしの項に準ずる。

- 1) 事前措置、分別解体については建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)による。
- 2) 有価物の扱いについては「とりこわし工事等に伴う発生材(有価物)の取扱い」による。

14. 空気調和設備

1) ボイラ及び付属機器設備

ボイラ、空調用ポンプ類、熱交換器、還水槽、地下オイルタンク、サービスタンク、膨張タンク、ヘッダー、温風暖房機、送風機など機器類の数量は、設計図書に示された機器仕様別又は記号別に区分して計測する。

15. ダクト設備

1) ダクト数量の区分

- (1) 内訳書に記載するときは、建物別、工事種目又は科目別に、矩形ダクト、スパイラルダクト、円形ダクト、ダクト付属品の名称別に分け、材料、板厚又は工法、口径別に区分し、設計数量で示す。

(2) ダクトの数量計算書は、上記の区分以外に系統別、設置場所別(屋内露出、天井内、ダクトシャフト内、屋外露出等)に区分する。

16. 自動制御設備

自動制御設備の数量積算は、原則として指定製造者に数量計算書と見積りの提出を依頼し、数量計算に誤りがなければこれを採用する。

17. 換気設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

18. 衛生器具設備

1) 衛生器具は、下記のような付属品の種類により区分する。

- (1) 大便器 洗浄弁付(バキュームブレーカーの有無)
タンク付(ハイタンク、ロータンク、手洗付の有無、防露形)
- (2) 小便器 洗浄弁付
タンク付(洗浄管が露出形、埋込形、管種、防露形)
- (3) 洗面器 水栓(1個、2個)
トラップ(P形、S形)

2) 衛生器具の数量積算は、上記区分に従って、設計図に示された数量を計測する。ただし、衛生陶器の付属品は原則として陶器の複合単価に含むため、計測の対象としない。

19. 機器類

- 1) ポンプ類、給湯ボイラ、オイルタンク、高置タンク、受水タンク、ガス湯沸器、屋内消火栓箱、厨房器具などの各機器は、工事種目又は科目別に機器仕様(形式、能力、容量、規格寸法等)別又は記号(設計図書)別に区分して数量を計測する。
- 2) 弁、水栓類、ボールタップ、弁きょう、量水器、掃除口、排水金物、可撓継手、防振継手などの各器具は形式、規格、呼び径別などに区分して数量を計測する。